

は兼業云々というのを強調せられるもので、それから、そういうことになつたらどまでも禁止しなければ非常に矛盾するんじゃないかというのを申上げたので、これは立法の趣旨といふものはわかつたやうなからないうるな事項だと思ふのです。今のお話を聞いていると、大してその人の能力は、二つの会社の社長をやつておつても、事務のしつかりしたのを置いておけばやれるという場合もあり得るのですが、従つてこれは判定もむずかしいのですが、ちよつとこの如何にも条文の体裁を整えるためにこしらへたきらいがなきにしもあらず、運用に當つてなかく、まああなたのお話のように二つやつて必ずしもいかにというのじゃないけれども、能力があれば下に使う事務なり常務なりしつかりした者を置けばやれるといふことになると非常にむずかしい問題だと思ふのですが、それは事故が起らないときにはいいのですが、そのことによつて二つ承認したために若しも事故が起きたといふときに、このときに承認しておいたために専業できなかつた、二つの会社を兼ねておつた、だから事故が起きたのだ、だからこの条項によつて大蔵大臣承認しておつたんじゃないかといふふうなことも、理窟として発展できると思ふ。これはなくともいいやうな条項に思ふのだが、新設された真意がちよつとわからぬのです。

○政府委員(酒井俊彦君) 繰返しになるかも知れませんが、私もは成るべく投資信託が今後発展いたしますためには、これは又相當に大衆の投資をそこに呼び込むのでありますから、それに支障のないやうなという意味で、常務に従事する役員は少くとも相當毎日責任を持つて見て行けるという態勢にしたい。それが趣旨でありまして、先ほど申上げましたやうに非常に遠隔の地におる、そして名義だけを社長とか副社長とかいふやうなことにいたしまして、名義を借りてやるというやうなことは少し責任がなさ過ぎるのじゃないか。それから又一方に本當に他に営利事業に従事しておられまして、そちらのほうはとも投資信託の責任を持つて運用して行くだけの余裕がない、手が出るはずがないという場合には、やはり名義を貸してこちを片手間にやるというやうなことは、余り片手間にやられて一般大衆に迷惑をかけるというやうなことがありまして非常に困りますので、従つてまあ態勢といひましては専業を本旨とする、ただ専業を本旨とするといひましても、現状からいひまして、すぐにそういう態勢にも参れませんが、まあ差支えない限り兼業は認めざるを得ないといふのが実情であらうかと思ひます。

○菊川孝夫君 まあそういう深くお尋ねすることを避けますけれども、じや具体的に今私ここで例を挙げてもう一遍確認をいたしておきたいと思ひます。今後投資信託はだん／＼と発展して行く。そうすると、これもやはり信用というか、顔の問題、社長だとか、そういう顔の問題も使ひようになつて来るのじゃないか。例えば例を挙げて参りますと、藤山愛一郎だとか或いは沢沢敬三、小林中というやうな人を持ち出して来て社長に据えよう、幾つかの数の顧問や委員をやつて、幾つもの人を、これを社長に据えるといふことは、これはあなたのはうでは認めない

と、こういうふうな理解してよろしいでございますか。

○政府委員(酒井俊彦君) 具体的な場合に今挙げられた方々……。

○菊川孝夫君 いや、この人々の名前がなくて、こういうやうなことがまあ仮にあつたとして……。

○政府委員(酒井俊彦君) 非常に多くの仕事を兼業されて、週にはほんの一時間しか見られないというやうなことで困ると思ひます。ただ兼業が問題になるのじゃないかと、要するにその人が占めておられる地位において責任を果し得ると、運用について誤りなきを期するための責任を果し得るといふ事態にあるかどうかということが判定の基準になるのじゃないかと思つておられます。

○菊川孝夫君 いや、どうもわかつたやうなわからんやうな……。それじやまあ實際問題は今起きておりませんけれども、将来……どうも最近そういう傾向があつて、昔の財界におけるいわゆる顔役と称する連中を社長に据へ、そのことによつて大衆の信用を得よう、こういう動きがなきにしもあらずと思ふのです。今衆議院のほうで問題になつております東京駅の会館の問題、あれなんか沢沢敬三を担ぎ出して、そして一つやつておりますけれども、これは投資信託あたりにおいては、はそういうやうな動き方については制限をするという趣旨のものかどうか、これを聞いています。

○政府委員(酒井俊彦君) 極端に申しますれば、その投資信託といふものは、その顔で動くべきものじゃない。まあ事実今日まで相当投資信託の実績も挙つておりますが、これは半期々々に計算がはつきり出まして、その信託会社の業績といふものは、投資信託の配当金なり現在の投資価格なりそういうものがはつきり出ますので、そういう動きから判定が容易であります。大衆としてもやはりそういう点を見て投資しておられるように私は考えるのであります。おつしやるやうな顔で集めて行くといふやうなことは、投資信託としては行き方が少し如何かといふふうな思ひます。

○土田國太郎君 今の問題ですが、これは大蔵省が監督しておるわけなんでありまして、こういうやうな拘束事項のあるものが他にありますか。

○政府委員(酒井俊彦君) これは金融関係にございまして、金融公庫とか……。

○土田國太郎君 銀行もそうですか。

○政府委員(酒井俊彦君) 銀行は同様でございます。それで實際問題として銀行のほうは事実上ほかのものと兼業していることは殆んど稀と思ひます。

○土田國太郎君 これは公取の關係は何ら考慮しておらんといふことですか。ただ専心やれといふ意味からですか。

○政府委員(酒井俊彦君) 公取法が別途に適用になることは當然でありまして、ここにこういう規定があります。公取法に違反するやうなものは公取法自身において禁止されるわけでありまして……。

○土田國太郎君 いや、私のお聞きしたいのは、公取關係を考慮したものは含まれておらないかといふことです。個々の制約は……。

○政府委員(酒井俊彦君) 公取關係を考慮してここにこういう規定を入れたのはございまして、先ほど申上げましたやうに相當大衆的になつて来た投資信託を間違ひなく運営して行くために少くとも業務に従事する方々は責任を以て仕事をやるだけの態勢にして頂きたいという趣旨でありまして、公取法とはおのずから別個であります。

○菊川孝夫君 二十二条と二十三条と併せて御質問申上げるのであります。これはいづれもこの二十二条の場合には七条違反の場合、二十三条の場合には事業をやりに出たりする行かないときの責任について大蔵大臣がこういう処分をするといふことに規定をされておるわけでありまして、この二十二条の免許取り消し、取り消さなければならぬ。となつておるのであります。が、七条の各号に違反した場合或いは免許取り消しといふことになりまして、今のやうな大きな何十億、何百億の信託財産を運営している信託会社が、このやうな免許を仮に取り消すといふことになると、その及ぼす影響といふものは極めて大きいことだと思ひます。又二十三条の処分を受けるにいたしましたとしても、これは當然もう信用は一掃になくなり、致命傷だと見なければならぬ。当分これは起ち上り不可能だと見なければならぬ。それによつて投資者にこういう処分を受けたといふことだけで非常な大衆にショックを与え、且つその今の受益証券なんかも幾ら幾らと言つて相場が出ておりますけれども、それは問題なく下る、こういうふうに見なければならぬと思ひますけれども、これに至らない前に審問をしたり何かすることになつておりますけれども、こういうふうになつてしま

つてはもうおしまいだと思ふ。こういう事業は銀行にいたしましても、証券会社にいたしましてもおしまいだと思ふのでありますが、これに至らない前の措置、これを生かすか殺すか、処分できるものは処分するという取扱いには必要と思ふのでありますが、これは運用の面でやる、こういうお含みを持つた二十二条、二十三条の規定でございますか。

○政府委員(酒井俊彦君) お話は御尤もでございますが、ここに掲げてあります免許の取り消し、その他の処分につきましては、いずれも投資信託委託会社としては設立のときにこれだけの要件は備えておかなければならぬ。これはまあ非常にわかり切つたはつきりしたことであります。こういう原因ができていた場合に、これを漫然と見逃しておると、結局する／＼深みにはまりまして、却つて大衆に迷惑をかけることになるというので、やはりそういう場合には免許の取り消しをするとか、今後新たに信託契約をさせないとか、いろいろ／＼なことでそれ以上に損害が及ぶことを防止する必要があると思ふいます。

そういう処分をした場合に非常に甚大な影響があることは御尤もでございます。例へば二十三条の二あたりでは、そういう場合には他の委託会社の同意を得てさらに承認させるとか、そういう規定もありますし、又それからあとにござりまするに、大蔵省といたしましても常時検査をいたしまして、多少ともそういう虞のある場合には早期にこれを発見いたしまして、注意して改善させるというような措置で、そういう不測の損害を大衆に及ぼすということは防いで参りたいと思つております。

すということは防いで参りたいと思つております。

○菊川孝夫君 二十三条の規定、私は、「その指図が適正を欠くため信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合において、」とあるわけですが、これはまあ株を買つて、これはまあ上るし、将来見込があると思つてやつた。ところがたゞ／＼判定が狂つてむずかしいだらうと思ふ。その買つた株の会社の経営、事業会社のほうで悪くなつて来る。或いは世界的な景気変動によつて、この事業はいいと思つたのが、今軍需産業か平和産業かということが言われてゐるけれども、平和産業がいいと思つたが、そうでなくて軍需産業のほうがいい、或いは逆に平和産業のほうがよくなつたということがある。一方に世界的な平和、ソヴィエトとアメリカについての動き如何によつては、つと響いて来ることも多いだらう。「その指図が適正を欠くため」というのは、そういうようないわゆる財界の変動によつて信託財産に重大なる損失を与えたものを含むものではない、こういうふうな理解してよろしいございませうか。そういうものを含んでの「適正を欠く」ということになる、適正を欠くという意味が理解に苦しむが、私が今申したのは、これに該当しないのかどうか。

○政府委員(酒井俊彦君) お話のような場合には該当いたしません。勿論財界一般が不況になる、世界的景気の変動というところで株式その他の証券市場が変動することはこれは止むを得ないと思ひます。その先行に対する相場の強弱なり見通し、判断というものは、これは各人においていろいろあるであ

ろうと思ひます。それが不当であるというようなことはなか／＼むずかしい。それにはいゝゆる当然に受託者としては注意すべきにかかわらず、そういう普通の人ならば注意できたであらうようなことが注意できなくて……、普通の人のほうは勿論専門家でありますが、これは相当程度の専門家でありますが、そういうことによつて不当に重大な損失を与えた。まあ言葉は非常に違ひますが、まあ何でもか、いろいろ疑義があると同じような意味で「適正を欠く」と考へております。

○菊川孝夫君 同一事業会社の株式に主として振り向けるということとは、これは信託約款のほうで、あなたのほうで承認される場合に勿論制限される。例へば一つの会社の株を買占めるといふことは、勿論信託約款を承認する際に制限されることで、この大きな資力を以て買占め、或いは白木屋の買占めをやつたとか淡沢倉庫に出動するといふことは、まあ信託約款のほうで制限をされておることと思ひますが。

○政府委員(酒井俊彦君) その通りでございます。信託約款におきまして、同一会社の株式を取得する金額は、株式総数の百分の二十を超えてはならないというところで押えております。二割以上はその会社の株を持つてはいけないというところで、一つの会社について二割以上持つてはならないということになつております。

○菊川孝夫君 その二割以上というものは、その会社の二割をですか。

○政府委員(酒井俊彦君) その会社と申しますか、例へば何といひますか……。

○菊川孝夫君 三越なら三越……。

○政府委員(酒井俊彦君) 三越なら三

越の総株数の二割以上持つてはならないというのを信託約款にきめておきます。従つてそれ以上買占めをするといふことはいかんということになつております。

○菊川孝夫君 そうすると「適正を欠く」というのは、具体的に申しましてどういふような場合には「適正を欠く」と判断されるのですか。信託会社に、今のようないろ／＼信託約款でも監督をしておられるということになりますと、それから経済上の変動によつて信託財産に重大な損失を生じたといふことは含まないといひましたならば、「適正を欠く」ために信託財産に重大な損失を生ぜしめたという場合といふことは、一体殆んど起り得る余地がないように思ふのですが、そのような条文を設けて、厳しい制限規定を設けておきますが、これをうまく運用された場合にはよろしいございませうが、ちよつと運用を一步誤りますと処分を受けるということになる、その証券会社は致命傷で、四、五年は立ち上れないということになりますか。

○政府委員(酒井俊彦君) おつしやるように「適正を欠く」といふ、これに引掛ける場合は本当に多いとは思ひませぬ。例へば甲という会社の資産内容が、普通のこういう投資信託を運営して行く者が、本当に内容が悪いといふことを知つておるにかかわらず、その会社の株を買つて、その後値下りしたといふこともあり得るわけでありませぬ。これは勿論経済界の変動によつて下つた場合はいたし方ありませんが、一般的の傾向によつて言われればそうでもないし、一般の株価もそうでもない。例へば指図をした場合に当然知つておく

べき会社の内容の不良というようなことを見逃して指図をしたというような場合がこれに当てはまるわけですが、第五章の難則について、効力の失効の問題でございますが、従来よく鉄道の建設の免許なんかの免許制も、或いはバスの路線にいたしまして、パスの免許だけ、鉄道の免許だけを持つておきなうが、なか／＼免許だけ取つておきなうが仕事をしておらないのが、事実何十年か放置されておるのがあるのです。極端なのは、六カ月以上といふのは相当あるのですが、この六カ月以上云々ということが厳守される御意向を持つておられるのかどうか。

○政府委員(酒井俊彦君) 考え方としては、厳守するつもりでありますが、併しまあ世の中にはいろいろ止むを得ない事情が生ずる場合がございます。従つて真に止むを得ないと常識的に見て判断される場合には六カ月を更にそこに延長を承認するといふことがあり得るかと思ひます。併しながらこれを延長々々何年にも互つて免許だけを取るというところは本旨でございませぬので、心持ちいたしましては厳守したいというつもりでおります。

○委員(大矢半次郎君) ほかに御質問はございませぬですか……。他に御発言もないようでありますから、質疑は終了したものと認めて御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないものと認めます。

それではこれより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

別に御発言もないようでありすが、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長（大矢半次郎君） 御異議ないものと認めます。

それではこれより採決に入ります。証券投資信託法の一部を改正する法律案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（大矢半次郎君） 全会一致であります。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、諸般の手續は前例により委員長に御一任願いたいと存じます。それから多数意見者の御署名をお願いします。

多数意見者署名

菊川 孝夫 岡崎 眞一
藤野 繁雄 青柳 秀夫
平林 太一 西川 甚五郎
土田 國太郎 前田 久吉
三木 與吉郎 森下 政一
小林 政夫 堀木 鐵三

○委員長（大矢半次郎君） 次に、証券取引法の一部を改正する法律案を議題といたしました。質疑を願います。

別に御発言もないようでありすが、質疑は終了したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長（大矢半次郎君） 御異議ないものと認めます。

それではこれより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。

○菊川孝夫君 証券取引法の一部を改正する法律案に賛成をいたします。

併しこの法案の審議におきまして、質疑応答の過程においても明らかになりましたこと、投資者を保護するといふことは、まだ業者の昔からの古いしきたりと申しますか、これが新しい証券取引法に本當に調子が合つて来ない面があるのではないか。従いまして未だに思惑によつてその店の繁昌を図ろうとする会社の取締役等が一部においては多いことを認めなければならぬと思ひます。それからもう一つの問題は、大証券会社と俗に言われまする四大証券或いはその他の大証券会社とその他の中小証券会社との間に資力の差がだんだんと大きくなつて参りましたために、一般投資者の信用というものが大証券会社に集中いたしました結果、小証券取引業者は手数料だけでは店舗の維持が困難になつて来る。そういった多勢の思惑に走る危険性が極めて多いのであります。その結果投資者に対して不測の損害を与える結果を誘発することになると思ひます。昨年、今年初頭におけるような株式市場が非常に暴落した場合は、つたならば、その怪我人も余り出なかつたものでありますけれども、今後の世界の政治情勢、経済情勢の動きを推測、推測してみましても、極めて波瀾に富んだ推移をするとは、これは誰でも考えなければならぬところでありまふ。これにつれまして敏感に株式市場に響いて参りまして、その結果変動が極めて激しい波を繰返すだらうと思ひます。その波にうまく調子が合つたものはいけれども、合わない店が思惑に走つた場合には、これはもう打撃をこうむることは火を見るよりも明らかであります。その結果大衆に迷

惑を及ぼす。ところが質疑応答の過程におきまして、大蔵省がこれが指導と申しますか、監督に万全を期するような御答弁でございましてたけれども、なかなかそう一々個々の証券会社に対して財務局が全部目を配つておるといふわけにもなかつた行かないだらう。或いは又帳簿や報告書だけを徴し、以てこれを完全に取締ると申しますか、育成して行くといふことは極めて困難だ。従つてどうしても業界の相互牽制と申しますか、共同責任によつて少くとも大衆にだけは、一般のお客にだけは迷惑をかけないといふだけの一つの共同責任体制というものを打立てさせるように私はリードして行かなければならぬと思ひます。ところが法律の条文を見てみますと、そういう育成方法は若干欠けてゐるのではないか。それは勿論行政の面において理財局のほうで指導して行かれるという御答弁でございまして、これは非常にむづかしい問題でございまして、そういうふうによつて行かんとなかつた目がある。だからしてこの法律の運用に當りましては、その点特に注意されんことを私たちは望むのであります。

それは法律の目的に掲げてあります投資者を保護して、日本の経済を健全に発展させるために大衆の資金をこゝへ集中して行く、こういう目的がだんだんと殺がれて来まして、一部の思惑投機に好奇心を持つ者だけが集まつた投機市場に化してしまつたのでは、折角の証券取引法の精神が蹂躪される結果になると思ひます。最近の市場の動きを見ておきますと、若干

は、大衆が寄りつかないというよりなことは、どうしても思惑に走る結果になるだらうと思ひます。ありますが、特に今度の改正の重点でありますところの信用供与率の引上げが、ややもいたしますと健全なる投資から投機に走ることを誘発する要素を提供することとを一番恐れるわけでありまふ。というのは去年の暮から今年の春にかけての株式市場が非常に暴落いたしました。當時も、一部識者の間にはこれは投機市場に流れてゐる。証券取引法の本来の目的を逸脱してゐるのではないかといふ批判さえも起きておつたわけでありまふ。これを今証券市場が若干あの當時と比べて閉になつた。そういう際これを閉になつたのを挽回しようとして信用供与率が引上げられるといふことであつたらば、投機といふ一つの要素を加味しまして、そして大衆の投機に対する好奇心を集めようといふような誤解を与える結果になると私は思ひます。この点を一番この証券取引法の一部を改正する法律案について私たちがいろいろの角度から検討いたしましたのであります。業者間におきまして、或いは大蔵省においてもこれが投機に走ることをないよう万全の処置を講ずるといふ答弁がございました。で、私たちは暫らくその適正なる管理行政を期待いたしまして賛成するわけでありまふ。これが仮に今の法案審議に當つて答弁されまふとおのずから違つた方向に走るといふことになりましたとするとすれば、国会におきまして更に再検討されなければならぬ結果になるのではないかと思ひます。現に巷間伝えられるところによりま

すと、もうすでに法律は……信用供与率が引上げられるのであるからというので、すでに引上げられないままで、一部証券業者の間に行はれて信用供与率を引上げた信用取引が行はれておると伝えられておるわけでありまふ。これらについては勿論大蔵省当局においては事実無根であると言つて否定されておりますから、大蔵当局の説明を一應了承いたしますけれども、仮にそういう面があつたとするならば、これは証券業界のみならず大衆を攪ることになると思ひますので、あとで十分そういう事実がなかつたかどうかについても監督官において調査をして、警告を与えようといふ措置をとられるようにしなければならぬと思ひます。大衆がたとへば株主でも持つて、そして大衆の資金で日本の産業を大いに発展させて行こうという趣旨の下に施行されております証券取引法が、更に一段その精神を取り入れた体制とされるのでございまして、ここに賛成はいたしません。以上申し上げた結果を生む点が極めて多いといふことを申し上げまして、この法律の運用について最善の御注意を払われんことを期待してここに賛成いたす次第でございます。

○委員長（大矢半次郎君） 他に御発言もないようでありすが、討論は終局したものと認めて御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長（大矢半次郎君） 御異議ないものと認めます。

それではこれより採決に入ります。
証券取引法の一部を改正する法律案を
原案通り可決することに賛成の方の挙
手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(大矢半次郎君) 全会一致で
あります。よつて本案は原案通り可決
すべきものと決定いたしました。

なお、諸般の手續は前例により委員
長に御一任願いたいと存じます。それ
から多数意見者の御署名をお願いします。
多数意見者署名

森下 政一 三木與吉郎
前田 久吉 土田國太郎
西川甚五郎 菊川 孝夫
堀木 鐵三 平林 太一
青柳 秀夫 藤野 繁雄
岡崎 眞一 小林 政夫

○委員長(大矢半次郎君) 次に、昭和
二十八年年度における特定道路整備事業
特別会計の歳出の財源の特例に関する
法律案を議題といたしまして、質疑を
行います。

○小林政夫君 この前事業用資産の説
明ができなかつたのですが、それを説
明して下さい。建設省のほうでも大蔵
省のほうでも、どちらでもいいです。

○政府委員(白石正雄君) 二十八年三
月三十一日現在の事業用資産が二十九
年三月三十一日現在の事業用資産よりも
多いと、二十九年のほうが減少するのは
どういふことであるかという御質問で
あります。その内訳を申し上げますと、二十八年三月三
十一日現在の事業用資産四億四千三百
万四余は、材料が三千万円、現金が四
億一千三百四万四余というように相成つ
ております。これが二十九年の三月三

十一日現在におきましては、材料が八
千万円、現金が一千六百万四余という
ように相成つておるわけでありませう。
従いまして現金の四億一千三百四万
が六百万四程度に減少したことによ
りまして、事業用資産が減つておる
と、こういうことに相成つておるわけ
であります。これは二十八年三月三
十一日現在におきましては、事業の繰
越の關係で経費の支出が翌年度に繰越
されたために、それが現金の形におい
て残つたと、これが二十九年三月にお
きましては、それほど繰越が予定され
ませんので、現金が減るといふために
このように減少になつておるわけであ
ります。現金を事業用資産として経理
したことが適當であるかどうかという
問題があるわけでありませうが、これは
他の会計におきましては、現金は流動
資産として整理しまして、事業用資
産と区別して整理しておるという
ような關係もありませうので、そういう
点におきまして検討の余地は若干あ
るわけでありませうが、これは便宜上事
業用資産の中に入れて経理をしたとい
う關係上以上のような結果を來した
わけでございます。

○小林政夫君 現金を事業用資産とし
て経理するといふことはどうなんです
か、今までもほかの会計でやつてお
ることなんですか。余つた現金を……
○政府委員(白石正雄君) 他の例はち
んと今ここに承知しておりませう。
余地があると考えます。ほかの会計に
おきましては、只今申し上げましたよう
に、大体原材料費あたりは事業用資産とし
て経理いたしまして、現金は流動資産と
いうように経理しておるわけでありま

すし、或いはそういうた区分をせず
に、細かくた現金、土地、建物とい
うように、各項目そのまゝ挙げて貸借
対照表を作つておるといふ例もありま
して、必ずしもその点統一されていな
いという状況でありますので、この点
は将来なお検討の余地があるかと考
えております。

○小林政夫君 そういう現金を事業用
資産として経理するといふようなこと
は、一体どこがやるのですか。大蔵省
か建設省か、特別会計を担当している
ほうがそういう経理をするのか。

○政府委員(白石正雄君) これは共管
になつておりますので、双方の責任に
歸着するわけでありませう。

○小林政夫君 共管といふことはよく
承知しておりますが、一体どつちが……
あなたのはうはただ報告を聞いたのか、
建設省がそういうふうな経理を持つて
來たのを呑んだというのか、イニシア
ティブはどつちがとつたのですか。

○政府委員(白石正雄君) これは建設
省のほうで先ず作業をいたしまして、
それをまあ大蔵省のほうで検討してき
めるといふことになつておりますので、
責任は共同の責任に歸着するわけ
であります。

○小林政夫君 まあ余つた金を現金で
ずつと持つておつたという、そういう
意味においては、それをむちやくちや
に使つてしまふといふことになつては
困りますが、この会計は別に次年度に
繰越して使つて差支えないのですか
ら、そういう意味において現金で保留し
たと思ふのですが、どうも折角予算の
参考資料として当然予算書と附随して
出すべきバランス・シートに対して、
一覽してわからんようなあいまいな勘

定科目を用いるといふことはよろしく
ないと思ふのです。現金なら現金とは
つきりして、その現金が一体四億一千
三百四万も二十七年度において余ると
いふのはどういふので余るのですか、
その点を一つ……

○説明員(曾田忠君) この会計は昨年
の六月に始まつたわけでありまして、
予算的には年間の枠を一度考えたわけ
でありますけれども、資金運用部より
の貸付が若干遅れました關係上、特に
閉門におきまして相當の繰越金ができ
たといふことでございます。

○小林政夫君 閉門の關係で余つたと
いふわけですか。

○政府委員(白石正雄君) 閉門につき
ましては予算額五億七千六百万円に対
しまして支出済みが四億一千八百万
円、差引一億五千八百万円、それから
戸塚、伊ノ浦、三重国道の三種がござ
います。戸塚におきましては二千七
百万円、伊ノ浦におきましては八千
百万円、三重国道におきましては六千
百万円、そういう状況でございます。

○小林政夫君 その工事が予定だけ進
捗しないといふことはどういふところ
に原因があるか、又本年度には相當手も
抵げていふ／＼の新規工事を殖やそう
としておる。一体この経済効果を挙げ
るといふ点から行くと、有料道路のこ
とでもあるし、閉門なら閉門に集中し
てそれを短期に仕上げることによつて
資金効率を發揮するといふことが望ま
しいのじゃないか。ほう／＼／＼からい
う要望があるからといつて間口を拡
げて、どれもこれも皆統括させ、て収入
が入らないといふようなことよりは、
一つ閉門国道なら閉門国道を完遂し、
更に戸塚国道なら戸塚国道を完成する

といふふうな、一件々々完成したものと
して収入になる、こういうふうにし
て行くべきじゃないか。余りにも間口
が広過ぎると思ひますが、その点は如
何ですか。

○政府委員(白石正雄君) 只今のお言
葉は誠に御尤もと存じ上げます。いろ
いろ有料道路の制度につきましては、ま
あどういふ箇所を避ぶか根本問題がい
ろいろございますわけでありまして、
前国会におきまして参議院の附帯決議に
よりまして、我々としては非常に規模
の大きな金のかかる隧道或いは橋梁、そ
ういふような箇所につきましてはいろ／＼
取上げておるわけでございますが、各
現地におきましては非常にこの制度に
つきましては要望も多うございますし、
大体この特別会計でやりました結果に
おきましては、十分償還が可能である
という箇所を選んでいるわけございま
して、又閉門等におきまして若干や
や予定よりも三カ月程度仕事が遅れて
ございます。これも資金の關係が若
干遅れました、大体昨年の九月頃から
現場は三交替制を実施しております
現在順調にやつております。

○小林政夫君 そういう三交替をやつ
ておるといふが、資金的に何かがずれ
があつて工事が進捗しない、年度末には
今の一億数千万円という金が余つたと
いふような実情ですが、一方にはやつ
てくれやつてくれといふものがあつ
て、間口を殖やす、そして集中的に
やれないものについては、どうも捗ら
なくて金を余らすといふようなことは
どうなんですか。あなたのほうでよく
工事費等について十分徹底しておらな
いのじゃないか。

それから仄聞するところによると、有料道路を申請するときには非常に多くの交通量があるように申請をして、如何にもペイするような申請ではあるけれども、やつてみたら申請のときの交通量の三分の一にも満たない。従つて到底これは予定の償還等おぼつかないというふうなものもあるやに聞くわけですが、そういう点についてのあなたのほうの査定、取上げ方というものはどういうふうにして審査をしておるのですか。

○説明員(曾田忠孝) 交通量につきましては五年に一回大規模な交通調査をやつておるわけでございます。その間に毎年府県の責任におきまして小規模であります。交通量の調査はやつてございます。我々といひましては、この前の本省での大規模な交通の調査は昭和二十三年度になつております。今年が又その年度になつております。大体そういう交通量の調査資料に基づきましてその交通量の真偽を確かめて参つておるわけでございます。

それから大体ここに取上げております箇所につきましては、一応交通量が三百合程度以上になつておりますが、そういう交通量と、それから有料道路のために受けます利益を基礎といたしまして料金をきめまして、大体十五年間で償還ができるというふうな箇所につきまして選んでおるわけでございます。

○小林政夫君 余り満足しませんが、どうもいいです。
○堀本謙三君 一言承りたいのは、この道路整備五カ年計画と有料道路とはどういふ関係になつてゐるのですか、これは。

○説明員(曾田忠孝) 有料道路の性格でございますが、これは先ほど申し上げましたように大規模な陸道或いは観光、生産道路というものを対象としておるわけでございます。まあ先般五カ年計画に伴います道路整備財源の關係の法案が成立したわけでございますが、まあ現在のところまだあの程度におきましては十分なる道路の整備は確保できないという考えでございます。まして、当分補足的にこの制度を續けて行きたいというふうな考へておるのであります。

○堀本謙三君 あなたに聞くのも困るのだけれども、一体何がわからないのは、一方においては道路は大体国の費用で以てあれだけ金をかけて五カ年整備計画、これをやるのに、有料道路と稱して部分的に随分刻んで有料道路に放り込んで行つたらば、つまりいろいろな手がでるわけですが、本来有料道路というのは非常に限定された分だけならば私はおかしい。それでなければ国中有料道路にしたならば一番ペイしますよ、率直に言つて。大体道路というものはそういう料金を取らずにやる、基本方針は有料でないのが当り前で、特別の高いものをとつて、特別の所にだけかと思つて、率直に言へば、例えば伊東、下田間なんという道路を作る。これは観光道路と言つても、これは国の道路ですよ、伊東から先は。だからこういうふうになつて来ると、技術家というものは何でもやりたいから、これは取入れるにきまつておるのです。我々の経験から見ても、そういうような点から有料道路については非常に限定された特殊の場合に限る。それではなければ道路を作るだけ

で、橋は金がかかつて非常にしようがないにきまつてゐる。橋が一番金がかかるから、そこだけでつと押えて有料橋にしておけば、これはもう一番やうい。それから辺の方針がないと、これも有料道路で取上げる、あれも有料道路で取上げる。而も一つをやつていると面白くないからという意味もあるが、非常に運動も激しいからだん／＼取上げる。これでもうあらゆるところ日本中有料道路を通らなければ行けないというところになつてしまふ。これは私は非常に危険だと思つてゐる。それで而もさつき小林君の指摘したように、又今手許に頂戴したように、見てみると進捗率が非常に少い、これは衆議院で取上げられたはずだと思つてゐる。本来有料道路で取上げられるのは、こんなにはば撒くのじやなくて、一つ／＼完成して、それに所要の資金だけを盛つておつてやつて行くものです。そんな道路の計画と同じようにあつちこち取上げられて有料道路にされたら堪えらんと思つてゐる。そういう点が大蔵省も実は建設省もしつかりした方針を立ててゐると思ふ。この点については相当見直さなければならぬ部分がある。実は会計の建前を聞いたのも、實際はそういうところに狙いがあつたのです。そういう点から見ますと、まあこれはこの法律自身は一般会計からの繰入をどうするといふ問題だけだから大したことはないのだけれども、實際の問題としてそういう基準がなしにば／＼やつて行かれて、いつの間にか全国有料道路にならざるはなし、どこか戸塚のところをやられたら全部東海道線は有料道路になつてしまふ、率直に言つてそういうふうな考

えられるのですが、そういうふうなやり方で今後行かれるとすれば、一体全国皆有料道路になる。だからほかに金の要るところだけはみんな有料にしてしまふ。而もそれが大体において路線の一番重要な部分になつて、その道路を使用するものは必ず有料道路を通らざるを得ない。そうなつて来るにきまつてゐるのです。そういう点について一応事務当局の見解を承つておきます。

○政府委員(白石正雄) これは道路局のほうからの答弁が或いは適當かと思ひますが、私から簡単に申し上げますと、誠に御説の通りでございます。道路整備特別措置法の第三条におきまして、如何なる場合に有料道路を作るかという規定を設けておりました。その中の第二号に「通常他道路の通行又は利用の方法があつて、当該道路の通行又は利用が余儀なくされるものでないこと。」という条項がありまして、御説のように有料道路を作る場合は一定の条件が規定されておるわけでありまして、従ひましてどこでも何でも有料道路を作れるというやうなことは法律の建前として相成つていないわけでありまして、具体的に現在予算を組んでおりますやうな箇所はやはりそういう趣旨に則つてやつておるわけでありまして、只今お話のやうな結果には相成つていないというやうに考へるわけでございます。又將來ともそういうことにならないやうに、極めて限定的な場合におきまして有料道路を作るといふふうに、予算作成上におきまして努力しておるわけでありまして。

○堀本謙三君 法律の建前はわかるのですが、そんなことをおつしやるけれども、ここに書いてあるあなた橋を見に行けやしませんよ、率直に言へば。それから例へば今例に挙げたものは、伊東から下田へ行くのは、つまりほかの道路を通つてもいいんだ、ほかの道路があるんだ、こゝろ言つていいんだ、その道路は放つたらかされるのだ。だから有料道路を通らなければ實際上の交通としてはできない。自動車交通から見れば……。そういう点があると思つてゐる。そういう点は、法律の建前と實際の問題とは私は違ふと思ふ。だからそういう点は一べん方針をきめて頂きたいと思ひます。

○説明員(曾田忠孝) 誠に御尤もなことを拝察いたします。橋につきましては御趣旨の通り現在大体ここに掲げます箇所は渡船によりまして有料になつておるわけでございます。若し橋を通行しようとしたら、大体前後十キロくらいは所まで歩いて行かなければいかんというやうな現状のところにつきましては橋につきましてここには予定せられておるわけでございます。道路につきましては一応まあ現実に他の迂回道路がございまして箇所につきましてそれを決定いたしておるわけでございます。で、勿論實際の場合におきましては有料道路をまあ通行しなれば行けないといふことになると思ひますが、まあ従前の道路を通りますよ、これは、この会計によりまして作り出した道路を通りますよ、うがどれだけ利益があるか、その利益の範囲内におきまして料金を徴収するわけでありまして、現実の問題といたしましては、そういうふうな有料道路になつたがため

に利益以上の料金を取るものでは決してございせんので、その点を一つ御了承願いたいと思つてございませう。

○委員長(大矢半次郎君) 他に御発言もないようであります。質疑は終了したものと認めて御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないものと認めます。

それではこれより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。

○小林政夫君 私は原案に賛成をいたします。賛成をいたしますが、質疑の際において私の意見は明らかなことと、この特別会計の勘定科目等について、次回には必ず質疑で表明した意見をはつきりとして、資産の状況がわかるような勘定科目に変えて頂きたい。特にそういうような資産のごときは甚だ不適当な勘定処理だと思ひます。

それから特定道路のきめ方についてはいろいろ陳情なり、又政治的な圧力も加つて来るであらうけれども、有料道路という本来の目的に合致して、速かに経済効果を挙げるような重点的な選択の仕方をするように特に要望を付して賛成をいたします。

○堀本謙三君 私今御質問したような、実際のところそれは道路がよくないれば、そこを通る人は受益者としての利益を受けるということは確かだと思ひます。だけれども実際の問題としてこれが法律の建前の通り行くかどうかという事は、単に道路整備五カ年計画なりその他と併せて見ても、国の道路の計画そのものを見ても、ここだ

けはこうなるという特殊の理由がなければいけない。それでなければ自然の結果と法律の建前は、大蔵省は法律さえ見ていけば御満足なさるかも知れないが、実際の経済効果として片一方の道路は整備されていらない、片一方は整備されている。通らざるを得なくなると。そういうふうなことになる。そういふ点について将来の御方針を至急おきめになり、そうして各方面に万遍なくば撒くという思想、まだその点は、今の現在の状態ではそこまで行つていらないと思ひますけれども、そういう点について十分配慮されて出て来ることを希望いたして賛成いたします。

○委員長(大矢半次郎君) 他に御発言もないようであります。討論は終局したものと認めて御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないものと認めます。

それではこれより採決に入ります。昭和二十八年度における特定道路整備事業特別会計の歳出の財源の特例に関する法律案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(大矢半次郎君) 全会一致であります。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、諸般の手續は前例により委員長に御一任願ひたいと存じます。それから多数意見者の御署名を願います。

多数意見者署名
前田 久吉 三木興吉郎
土田 國太郎 小林 政夫
西川 甚五郎 堀本 謙三

平林 太一 青柳 秀夫
岡崎 眞一 森下 政一
○委員長(大矢半次郎君) 暫時休憩いたします。

午後零時三十一分休憩
午後二時四十七分開会
○委員長(大矢半次郎君) 午前中に引続きました会議を開きます。

所得税法の一部を改正する法律案、租税特別措置法の一部を改正する法律案、及び資産再評価法の一部を改正する法律案、関税定率法等の一部を改正する法律案、関税定率法等の一部を改正する法律案といひます。質疑を願います。

○小林政夫君 所得税法第五條の第一項の第二号、これはまあ字句をはつきりさす意味でお尋ねしますが、「株主の有する株式に対応する部分の金額」、所得税法第五條の第一項の第二号ですね。

○政府委員(渡辺喜久造君) 今度御承知のように有価証券の譲渡所得に対します課税をやめようというのを提案してございまして、従ひまして現行税法におきましてはシャウバ勧告に基いての所得税の構成をとつておりまして、従ひましてその基礎になつておりますものは、譲渡所得に対する課税というものが一つの大きな支柱になつております。従つて法人が解散した場合は勿論であります。減資或いは株式の消却といふ場合におきましても、出資を取得した価額と減資によつて得た価額との差額、それがプラスであれば譲渡所得は課税する、まあそういう建前をとつて参つたのであります。今度譲渡所得の建前をやめましたもので

すから、昔の姿に帰りました。結局当初出資した額、それに対して減資等によつて取得しました額のほうが大きければ、その分だけ配当とみなしまして課税したい、こういう考え方になつておるわけでありまして、従ひまして二号におきましては、普通の場合でございますと、まあ積立金がありましますと、増資しようとする場合にはこの積立金を崩しまして、配当として配当の課税があり、そしてその配当を出資に充てる、これがまあ積立金を崩しての一つの増資の姿であります。そういうことをしませんが、直接に直ぐ資本に積立金を組み入れるという場合におきましては、その積立金の中の出資に當つては、その部分といふものはこれは一種の配当とみなすべきものじやないか、こういう考え方できてゐる規定でございます。

○小林政夫君 その「株主の有する株式に対応する部分の金額」というのは、一つ金銭的にまあ例を設けて数字的に話してみたい。字句のおよその見当はつくのだけれども、字句の解釈に正確を期するために……

○政府委員(渡辺喜久造君) ちよつと私の先ほどの答弁が十分でございまして、もう一遍はつきり答弁させていただきます。結局法人が積立金の一部を資本に組み入れます。その場合に、例えば百万円の会社が、百万円なら百万円の積立金を持つてゐる。これを全部資本に組み入れる。そうしますと法人という立場からいへば、百万円の増資になるわけでございますが、所得税法は御承知のように各株主に課税する関係にな

ります。従ひましてその法人を二人の人が半分々々持つていたということになりますと、五十万円に相当する株式を持つていた。甲の人が五十万円、乙の人が五十万円持つていた。で、今言つたように法人全体としては百万円になるわけですが、甲にとつては五十万円が五十万円、乙にとつては五十万円、各株主に対応する、甲なら甲の株主、その株主の持つてゐる株式に対応する金額、こういうつもりで一応立案してあるわけでございます。

○小林政夫君 結局その持株数に按分だ、こういうことですね。

○政府委員(渡辺喜久造君) さうでございます。

○小林政夫君 第六條の第九号です。命令の定めるところにより計算した金額、証券投資信託の場合、この計算方法ですね。

○政府委員(渡辺喜久造君) 実は具体的な計算につきましては、今どういふような按分にしたらいいかということとは研究しておるのでございまして、考え方といたしましては、投資信託によりまして金を投資し、それから最終の段階までの間、投資信託が終了するまでの間に、或いは配当に対応する分、或いは利子に対応する分、或いは譲渡所得に対応する分、そういうものが順次投資をした人のふところに入つて来るわけでございます。従ひましてその中にあります譲渡所得に対応する分は、これはまあ非課税にしなければ理論が一貫しないだらう。そこで現在考えておりますのは、期の途中に分配されるものは金額も割合に少うございしますから、大体これを利子又は配当に相当するものにみなしまして、最後

に信託契約の終了する期間において相当な金とあつた金が分配されること
が普通であるまいか、最後の残つた金額を以て譲渡所得に對應するものとしましてその分を非課税にして行く、
こういう考え方をとつたらどうだろうか。そういう意味で大体法文を作つて
行きたい、かように考へております。
○小林政夫君 徴税技術上の立場から
行くと、信託契約二十年なら二十年を
一期とした決算報告をとり、その中
の収益を分析して譲渡所得だけを抜き
出す、こういう扱いになりますね。
○政府委員(渡辺喜久造君) さようで
ございます。

○小林政夫君 そうすると、最近信託
契約が済んで、一応投資信託を解約し
たものが現在までの間にある。そうす
るとそういうものは譲渡所得に相當す
るものは、まだ譲渡所得税は廃止とい
うことになつていないのだから或る程
度払つてゐる、そういう現実の事例は
どうなつておりますか。
○政府委員(渡辺喜久造君) 投資信託
が始りましてから最終の解約となりま
す分は、それが一番最初額を出します
のは極く最近でございます、今月ぐ
らい実はやかましく言つて出て来るの
じやないかと思つておりますが、一応
従来の扱いでやつてしまひますと、恐
らく確定申告で以てやり直しをしなけ
ればならないと思ひますが、清算する
ことになつて思ひますが、証券会社の
ほうといたして話し合ひしております
て、便宜支払を、まあこの法律が成立
するかどうかは別といたしまして、成
立の時期までちよつと待つたらどうか
というのを事実上の指導でやつてお
ります。

それにもかからず分配したらどう
するかということになりますれば、確
定申告の機会におきまして一応清算を
し直すという問題になるかと思ひます
が、そうしますとまあいろいろ「ごたご
た」する問題もございまして、現在と
いたしましては、信託会社のほうもち
よつと分配を法律の成立まで待つてい
るという状態でございまして、同時に
それが事実の問題としてしまつて余り、長
期間待たせるわけにも行きませんの
で、何とかその辺で工合よく行くのじ
やないかと、かように考へておりま
す。

○小林政夫君 あなたの話を聞いてい
ると、まだ終了で分配したものはない
というところになるわけでございますが
、最近証券業者の陳情ではないので
すが、僕のところへ聞きに来たのによ
ると、その証券業者の投資信託はまだ
終了しないが、どこかの投資信託で終
了したものがある。すでに分配したもの
があるというふうなことを言つてお
つたが、違ひますかね。
○政府委員(渡辺喜久造君) 私のほう
で理財局の証券課と打合してあります
限りにおきましては、一部解約の分
は、従来の分は現在のところでもやつ
てしまつた分があるかと思ひますが、
いわゆる全部終了するといふものにつ
きましては、大体その最終の時期がこ
の法律施行後が大部分でございまし
て、施行前のものでも極く短期間、法
案の成行きを見送れば、それによつて
何とか処置できる、こういうふうな話
を聞いておりました、大体その両方
の、先ほど申しましたようなやり方で
以て問題が解決できるのじやないか
と、かように聞いております。

○小林政夫君 確かにこれを延ばさな
いと、無記名証券を発行しているんだ
し、その一々について確定申告して私
展しをするといふことは大変だろうと
思ひますね。まあそこは一つ工合よ
くお願ひします。
それから次の第十号の「当初信託さ
れた金額のうち当該受益証券に係る部
分の金額」というのがちよつとわから
ないのですがね。信託された金額は即
受益証券だと考へるべきじやないか。
何でこゝろ廻りくどい書き方をしなけ
ばならないかということですが。
○政府委員(渡辺喜久造君) 結局この
金額に相當いたしますものは譲渡所
得の性格を持つてゐるものであらう
と……、従つて譲渡所得に對して課税
しない限りにおきましてはこの金額は
非課税所得に該當するものとして扱
うべきじやないか、こういうふうな御旨
でこの規定が入つてゐるわけござい
ます。

○小林政夫君 全体の調子はわかるの
です。よ。わかるけれども、書き方が「当
初信託された金額のうち当該受益証
券に係る部分の金額」と、こういうこ
とであると、当初信託された金額のう
ち、受益証券に係る部分の金額とそ
うでない部分の金額があると、こうい
うことになる、当初信託された金額に
見合ふ受益証券といふものが出てい
なければならぬ、受益証券を出さない信
託金額といふものがあるのかといふ
うに思われるのですよ。
○政府委員(渡辺喜久造君) 「当初信
託された金額のうち当該受益証券に係
る部分の金額」と書いてありますのが
多少理解しにくいように伺ひますが、
結局こゝで考へておりますのは、証券

投資信託の終了或いは一部解約とい
つたようなことがあつた場合におきま
して、終了した部分或いは一部解約した
部分、その当該取得者の持つてゐる受
益証券の終了又は一部解約したその受
益証券に係る部分、従つてまあ当初信
託された金額のうちには他の部分も含
まれてゐることもあり得る。そこで一
部解約になつた或いは終了したその受
益証券に係る部分、こういうふうな趣
旨の下にこゝろ書いたわけございま
す。

○小林政夫君 当初信託された金額の
うちで受益証券にならない分がありま
すか。
○政府委員(渡辺喜久造君) 例へば五
万円なら五万円まあ受益証券へ当初信
託した。そのうちの二万五千円なら
二万五千円が一部解約になつた。こ
ういふような場合も予想されますので
それから一応当初信託したものが全部終
了する或いは全部解約するといふ場合
におきましては、これは全部のはずな
んですが、一部解約とかいふものも考
えられるものでございまして、従つてそ
の終了又は一部解約による受益証券、
それに係る金額、まあかようなつも
りで以てこゝろ書いてあるわけござい
ます。

○小林政夫君 一部解約した場合に
は、当然その一部解約に見合ふ受益証券
を委託者、委託会社である証券会社は
受取らなければならぬですね。それ
は投資者の手許にあるわけはない。
○政府委員(渡辺喜久造君) 十号の書
き方は、証券投資信託の終了した場合
或いは証券投資信託の一部解約によ
りまして証券投資信託の受益証券を有す
る者、これが所得税の対象になつた場

合の問題でございまして、この人に支
払われる金額と、それからこの当初信
託された金額のうちその当該証券に係
る部分、証券投資信託といふものにつ
いてこれは全体を考へたらわかると思
ひますが、証券投資信託がまあ一応總
括的に何百万円か信託される、これが
まあ受益証券といふ姿におきまして何
口かに分れてゐる。従ひましてそこに
書いてございまして「証券投資信託に
ついて当初信託された金額」といふ場合
におきましては、甲の組といひますか
乙の組といひますか、その分の信託さ
れた金額と、こゝろに考へた場
合、總括的にAの組ならAの組の金額
を一応頭におきまして、それが幾つかの
受益証券に分れておきますから、この
問題になつてゐる甲なら甲といふ人の
持つてゐる受益証券に對應する部分の
金額、こゝろいふつもりで以て書き分
けてあるわけでございます。

○小林政夫君 わかりました。前段の
終了又は解約により支払われる金額
と、それから今の説明による受益証券
に係る部分の金額と差が出るというの
は、どういふところから來てゐるの
か。いづれが高いか低いかという金額
に差が生ずると……。言葉で言つてい
るとどうも紛わしいから、一つ具体的
な数値で説明して下さい。数字を入れ
てやるとすぐわかると思ひますね。
○政府委員(渡辺喜久造君) こゝろに
ふりて御説明したら或いはおわかり願
へるかと思ひますが、証券投資信託が終
了しまして百五十円まあ歸つて來た。
こゝろいふようにいたしますと……。

○小林政夫君 百五十円というのは支
払われた金額ですね。
○政府委員(渡辺喜久造君) 支払われ

た金額が百五十円であつた。その場合にこの「証券投資信託」について当初信託された金額のうち当該受益証券に係る部分」というのは百円であつたといふのです。

○小林政夫君 いや、その百円というのがどうして違ひが出るかといふので

○政府委員(渡辺喜久造君) これは要するに先ほどお話しにも出ましたが、証券投資信託にいたしまして、その信託によつて株を買つてゐる、それが値上りになる、その値上りによつて高く売れた。或いは配当が入つて来る、利子が入つて来るといふたようなことがございまして、例へば某証券会社の第一回の分は一番初めのやつがまあ倍ぐらいになつて返つて来た。こういう実例はすでに御承知だと思ひますが、そういうような意味におきまして、当初百円で信託しておいたものが百五十円になつて返つて来た、

こういつた場合にこの受益証券をまあ私なら私が九十円でよそから買つていた。百円信託した受益証券を私が九十円で買つた。こういったような場合をお考え願ふとわかると思ひますが、そのうした場合におきましては百五十円と百円のいづれか小さい金額の、百円です、この場合におきましては、百円と九十円との差額でありまして十円は、これは正に譲渡所得に對應するものじやないだらうか。従ひましてこの分は非課税になる。それから更にその百円と百五十円との差額の問題につきましまして、これは九号にございますあの規定によりまして、一応一部は譲渡所得になり、他は利子又は配当になる、こういうことで分類ができて行くのじやないだらうか。それから若しこれを

百十円で買つていたといふことになれば、超過額がございせんからそこに超過額の問題はありませんが……

○小林政夫君 わかりました。大体わかつたけれども、まだ……、要するに後者の分は元本だといふことですね。元本なんだ。

○政府委員(渡辺喜久造君) たま／＼、その受益証券を持つてゐる人の当初出した元本……

○小林政夫君 それならこういうややこしい書き方をせんでも、これで見ると、今お話しした受益証券の一件の額面金額が一万円とすると、一万円を転々売買されるから、九千円で買つたとか或いは一万一千円で買つたとか九千円とかいふことを言つてゐるのでもなさそうなので、一万円を言つてゐるのでしよう。

○政府委員(渡辺喜久造君) 「当初信託された金額のうち当該受益証券に係る部分の金額」なんだから、甲組の私がナンバー・ワンの受益証券を持つてゐるといふ、その一万円の受益証券のことなんですね。その一万円とそれに対する払い戻しといふか、支払金額が一万五千円だといふ場合には、一万五千円との差額があるといふことになるのだから当初信託……、受益証券の額面金額といふことだけでもいいのじやないか。

○政府委員(渡辺喜久造君) 今小林委員のおつしやいました問題は、九号の問題として解決すべきものとして一応規定ができてゐるわけでありまして、それで一万円の当初信託されたものを八千円で或る人が手に入れた。そういたしますと九号で解決しておりますのは一万円と返つて来る一万五千円との問題だけが解決しております、八千円と当初払い込みました一万円との差額に相当するものにつきましては九号では問題を片付けておりませんものだから、それでやはりその人は結局八千円なら八千円で一万五千円返つて来た。差額七千円のうち、上のほうにのつかります五千円につきましては九号で解決されてゐる。併しまだ二千円の問題がある。この二千円は現在の所得税全体の建前からいたしますと、何かしら手当をしておきませんとやはり一時所得なり何なりに入つて来るのじやないか。こういうまああれがございしますものだから、一応文面もややこしくして恐縮でございしますがその二千円もこれは譲渡所得の性格を持つてゐるから課税しないところだ、かように書いてあるわけでございます。

○小林政夫君 それはわかるのですよ。当初一万円で出資したものを實際には八千円で買つたとしても、取得をするために要した金額を超過する一万円と八千円との差額は課税しない。こういうことなんです。これはわかるのですが、その元本といふことであれば、「当初信託された金額のうち当該受益証券に係る部分の金額」といふような書き方でなくたつて、当該受益証券の額面金額と、これを私の言うように書き変へると「証券投資信託の終了又は証券投資信託契約の一部の解約に因り証券投資信託の受益証券を有する者に對し支払われる金額と当該受益証券の額面金額とのいづれか低い金額が」云々と書けば十分意味が通ずるのじやないか。殊更に難解な文章をお作りのようではございませんか、お伺ひいたします。

○政府委員(渡辺喜久造君) 支払われる金額と額面金額との差額は……

○小林政夫君 いや、「どのいづれか低い」ですが。

○政府委員(渡辺喜久造君) ああそうですか。「いづれか低い」ですか……

○小林政夫君 どうも税法はむずかしいけれども仕様がなと思います。

○政府委員(渡辺喜久造君) 額面金額と書けば一応よりわかりがよいじやないかという御意見はよくわかりますが、一応額面金額とか何とかいうような用語が余り正確な用語かどうかといふ点について疑問があるわけでございますが、結局証券投資信託法などに使つてございます用語をできるだけ使おうといひますものですから、多少そういう御非難を受けて恐縮なんです、が、そういうような問題があるのではなにかと思ひます。

○小林政夫君 僕は成るべく税法をやさしくする意味において再検討を願ひます。今回修正しようとは思ひませんけれども……

次の十二号、これは前に内容説明のときに説明を聞いたかと思ふのでありますけれども、今まで「法人からの贈与」といふものがあつたのをここでは省いてゐるわけですね。それはどういふことですかね。前の七号と十二号との違ひです。

○政府委員(渡辺喜久造君) 前回の提案におきましては、法人からの贈与につきまして贈与税を對象にするといふたような法制の建前で、従ひまして所得税のほうとしてはこれは非課税にする、こういうことになつていたのでございますが、贈与税の考え方からい

しますと、これはまあ相続税の補完税という性格を持つべきものじやないだらうか。さういひたいしますと個人からの贈与こそ相続税の補完税である、贈与税の對象としていいと思ひます、が、法人からの贈与、これはまあ贈与税というほうへ持つて来るのもあながちいけないとも言えないと思ひます、が、併し贈与税といふものの性格を貫き通すためにはやはり個人からの贈与といふようなものを贈与税の對象にするほうがいいのじやないか。従ひまして法人からの贈与といふものはむしろ所得税における一時所得と考へべきものじやないか。かように一応考へましたものですから、相続税のほうの贈与税の對象といふものからは抜かしましてこちらのほうへ入れる。従ひましてここに列挙してございしますものは、これはまあ所得税の非課税所得になつております。その非課税所得からは外す。従ひまして法人からの贈与は課税所得になり、所得の分類から行きまして一時所得になる。同時に相続税法におきましてはこの分は贈与税の對象からは抜かす。こういうような整理をしてみたわけでございます。

○小林政夫君 それで整理の仕方はわかりましたが、そうすると今までは法人からの贈与は贈与税がつかつてゐる。今度は所得税で行くことになる。一時所得で考へることになると重税になりますね。今度は相続税のほうでは、贈与税については基礎控除が十萬円で、所得税のほうの一時所得の控除は十五萬円で、むしろ軽くなるのですか、軽くなりますね。

○政府委員(渡辺喜久造君) 贈与税のほうに取込みますと、ほかの税と一

緒になりすけれども、一応控除は十
万円、税率はまあ贈与の税率、所得税
のほうに取込みますと控除は十五万
円、それを半額にしまして、そしてた
だ他の所得と合算されて税率が適用
される。半額になることによりまし
て相当のまあ負担軽減になると思ひま
すが、税率は他の所得との如何によりま
してまあ割合高い税率を適用されるこ
とになることもある。ただどちらにし
ても半額になつて課税されますから、
そう高い税率にはなり切らん。例えば
最高の六五が適用される事態にな
りまして、その半額になりますから
三十二半でございまして、その負担の
上におきましては大きな違いはないの
じやないか。これは実は負担の問題よ
りも物の考え方だけの考え方であつて、整
理し直したわけではございまして、負担
の上におきまして特にこれによつてそ
う重くなるということは考へておりま
せん。

○小林政夫君 今の説明で、要するに
納税者のほうから言へばあなたのような
説明の仕方になるし、国のほうから
言へば税収を考へてこういうことをや
つたのではないということですね。た
だ建前上こう書いたと、こういうこと
ですね。

○政府委員(渡辺喜久造君) さうよう
でございます。

○土田国太郎君 ちよつと伺います
が、私は所得税のこととはよく存じませ
んのでお伺いするのですが、今度基礎
控除が五万円が六万円に引上げられた
というこのようですが、基礎控除とい
うものはどういう理念で当初できた
のですか、お伺いしたいのですが。

○政府委員(渡辺喜久造君) 基礎控除

というものは余り御説明するのでも一応
どうかと思ひますが、お尋ねでござい
ますから、御答へ申し上げますが、日本
の所得税法におきまして過去を考へて
みますと、免税点があつた時代がござ
います。それはまあ要するに考へ方と
いたしましては、少額の所得者によつて
所得税の形で以て課税をするというこ
とは、一面においては少額所得者の負
担という問題も考へなければならませ
ん。又徴税技術の面から言ひまして
も、余りに小さな所得の人によつて課税
する、これは勿論さう大きな税が課税
されるわけでもございせんし、とて
もそれはできないというので、各国と
も主としては負担の点だと思ひます
が、少額所得者には課税しないといふ
いう建前をとつて来ておるわけであ
るんですが、その場合におきまして免
税点という考へ方と基礎控除という考
え方と二つあるわけではございませ
ん。

曾つては所得税におきまして年額千
二百円が免税点であつた。税率が比較
的低い時代におきましては免税点とい
う考へもいひのですが、免税点と言ひ
ますと、丁度千二百円未満のときは課
税しないということになつておりま
す。で、たゞ千二百円の人がある端に
千二百円全体によつて課税を受ける。
あの当時で千二百円にたしか十円何が
し課税になつたと思ひますが、千九百
十九円までは免税点でありまして、
千二百円の人にはまあ十円ぐらゐの課税に
なる。そうするとまあ最後に税引で比
べてみますと、むしろ千九百十九円の
人の方が所得千二百円の人よりも税
金を引いたところはむしろたくさん残
るといふやうなことになるまして、ど
うも免税点の考へ方は、丁度境目の人

の負担の割合が割合にならぬかに行か
ない。そこで基礎控除というやうな制
度をとつて参りますと、千二百円基礎
控除をするということになりますと、
千二百円という人であればその一円
だけについて税率が適用される。少く
とも千九百十九円の人と千二百円の人
ととの間に負担の上で以て結果としま
して税引だけが減るやうなことがな
い。こういうやうな考へ方がずつと出
て参りまして、現在におきましては大
体基礎控除という制度で以てやつてい
るわけではございまして、ただまあ基礎
控除の額というものが一体何によつて
きまるべきか。最低生活を確保する
というところに基礎控除の額をきめて行
くべきか。まあいろいろ御議論がある
わけではございまして、現在の六万円
これが最低生活になるかならぬかとい
つたやうな問題もあるものでございま
す。最低生活というところに余り重点
を置いて参りますと、勿論六万円とい
う額にはいろいろ議論があると思ひ
ますが、併し税そのものがそ
れでは生活必需的なものかどうかとい
うに結び付くかという点にもいろいろ
議論がございまして、まあ理論的には大
分問題があると思ひますが、我々とい
ましては、国家財政の許す限りにおき
ましてできるだけ基礎控除の額を上げ
て行きたい。扶養控除の額も上げて行
きたい。まあ併しそこにおのずから税
収との見合いもございまして、或る程
度の限度を置かざるを得ないのであり
まして、現状といたしましては基礎控除
を六万円というところにまあ税率の面
から見ましてこの辺で我慢して頂か
ざるを得ないだらうというので、六万円
という額をきめたわけではございませ
ん。

ただもう一つ申上げておきたいと思
ひますが、基礎控除と扶養控除との関
連でございまして、基礎控除の額を非常
に引上げまして扶養控除の額を割合に
小さくするといふ、こういう実は考へ
方もあるわけではございまして、曾つての
千二百円の免税点の時代におきまして
は扶養控除の額はたしか一人について
百円ぐらゐだつたと思つております。
で現在におきましてはその国の例を見
ますと、基礎控除の額と扶養控除の額と
がアメリカなどですと基礎控除が六百
ドル、扶養控除も六百ドル、こういうや
うなふうに両方の額が非常に近付いて
いる場合がございまして、結局基礎控除
の額が小さくて扶養控除の額が大きい
といふことは、独身者に対しては割合に
負担が重くなつて、家族持については割
合に負担が軽くなつてゐる、こういう税
の建前でございまして、現在我々が提案
しておりますのは丁度昔の時代のよ
うなものとも違ひますし、といつてア
メリカなんぞの例とも違ひまして、ま
あその中間を行つてゐる。従ひまして
基礎控除の額は昔に比べますと非常に
低いとございまして、扶養控除の額で比
較してみますと、これはかなり大きく
昔よりは膨らんでゐる。そのやうな点
は、結局基礎控除と扶養控除とをまあ
どういふふうによつて行くべきかとい
ふ議論から解決さるべきではないか
と、かように考へております。

○土田国太郎君 今の御説明で、今
この基礎控除の六万円の理念というも
のは、最低の生活保障にもあらず、た
だ最低の納税者のために多少でもそれ
を引上げて上げたといふことと同時に、
税の行政上も非常にこれは楽になると
いふやうなことで、今の御説明の範圍

では、さう納得できるやうな理論でも
ないやうに拝聴できるのだが、以前の
千二百円の免税点というものはこれは生
活の保障がはつきりできたのです。現
在の物価から言へば三十万円以上にな
りまして、非常にこれは楽なん
だが、今の六万円というやうな貧弱な
ものではどうにもならぬといふのであ
りますが、国家財政上これは止むを得
ないといふことでありまして、さうから、
これはいたし方がないでしようが、一
面御説明の通り扶養控除のほうから比
較してみますと、扶養控除はよほどこ
れとは違つておるといふ点もあります
が、この点は結構だと思ひますが、
六万円の基礎控除といふものは如何に
も安くなり過ぎる。これはまあ仕方が
ないのじやないか。併し理論的にはど
うも余り我々国民としては納得できな
いといふやうなふうにも私は考へてお
ります。

ついでに伺ひますが、青色申告をい
たしてあります専従家族ですが、その
うちで本年はこれを何といひますか、
五万円を六万円にですか、一万円だけ
まあ増額されるというやうなお話であ
りますか、まあそのやうに見るとい
ふやうなことではあります、妻を排
除しておる理由はどこにあるのです
か。

○政府委員(渡辺喜久造君) 専従者控
除の制度は、青色申告の方につきまし
て、結局家族の方が働いていらつし
やる場合の負担関係といふことを考へ
て作つた制度でありまして、その控除
の金額におきましては基礎控除の額と
合せて行くといふ意味におきまして
て、基礎控除額五万円から六万円に上
つた。その意味におきまして専従者控

除の制度は、青色申告の方につきまし
て、結局家族の方が働いていらつし
やる場合の負担関係といふことを考へ
て作つた制度でありまして、その控除
の金額におきましては基礎控除の額と
合せて行くといふ意味におきまして
て、基礎控除額五万円から六万円に上
つた。その意味におきまして専従者控

除も五万から六万に上げた、こういう次第でございますが、配偶者を排除したというところにつきましては、結局配偶者はその家庭にありましてはどうしてもやはり家事を見るということがあるのじやないだろうか。完全に家事を放棄して、そして全部専従ということもこれはちよつと考えられない形ではないだろうか。かような意味におきまして妻は除く、これが息子さんでありますとか娘さんであれば、これはもう一応奥さんが別におりますから、全部専従という姿になります、奥さんであればちよつとそれは無理な姿ではないか。ただその代りというのは少し語弊があると思いますが、いつて奥さんが相当勤くということも考えられますので、これはまあ勤労者の場合にも、給与所得者についても考えられる問題でございますが、いろいろ御議論も伺いました結果として、扶養控除の中につきまして最初の扶養家族ですね、一人については従来の二万円を三万五千円に上げる。まあこういうことで、一応いろ／＼な御議論につきましても御尤もな点については十分考慮した結論として、最初の一人は三万五千円、六万円に比べますと多少そこままだ開きはございますが、そういう措置によりまして幾分でもそうした意味の御不満をなくすということを考えたらどうだろうか、かように考えておる次第でございます。

○土田国太郎君 これはおの／＼その家庭の事情によつて違ひまして、本当に小さな雑貨屋で、店も奥もお勝手も一緒だというふうな状態ならばあなたの御説明も結構なんです、普通もう今日表通りの商店は、まあ奥に女中を頼んでおいて煮炊き、裁縫をやらせておる。細君は店頭に立つて第一線で指揮して営業しているというのがかなり多いのですがね。これらはやはり当然何と言いますか、専従者家族であつても殆んど雇入れた店員と同じ仕事をしておるわけですから、そういうように桶の一面だけで妻を排除してしまふということもどうかと思つておるのですが、実際にいって店頭に立つて奥のことをかまわずに店員として一緒にやつて営業されているというふうなものについては相当にまあ見てやつていいのではないかとこの感じを納税者としては主張できるのでございますが、今のあなたのお考えは、これはまあ扶養控除の三万五千円で見ると、この辺に兼合いがあるという、こういう御説明ですから、一応それはそれとしていいのですが、専従者家族の五人いても三人いてもただの六万円だと、誠に情けないやうで、女中一人置きましても五万円や六万円は一年に食料と安い給料でもかかるわけですから、それを専従者家族が二人も三人もいて家の子供を使つて、よそへ行けば月に一万円でも二万円でももらえる人が家について三人も四人も働いて、そして僅か六万円というのは何だか情けないやうな気がするのです、が、お考え如何ですか。

○政府委員(渡辺喜久達君) 先ほどの話の女中さんを使つておるやうな場合におきましては、まあどういふことになりましか、今お話のやうにもう家事は全部女中さんがやつて、奥さんは全然店をやつておるというこの極端な事例になりますと、確かにお話のやうなことになると思つておるが、女中さんが或る程度店のほうもやつておる。奥さんも或る程度家事のほうを見ておるというところになれば、女中さんに対する給料の中で一部は営業関係の経費と、まあこういうふうな考えられることもできるのじやないだろうかと思つて、従つて奥さんは奥のほうは全然用事をしない。女中さんは表のほうは全然用事をしない。こういうやうな極端な事例がありましか、御承知のやうに多少ちよつと不合理じやないかというところによつて考えられるやうと思つておるが、まあ普通の場合は或る程度奥さんも奥のことをやる代りに、女中さんも表のことをほつとやるというところについて女中さんについて或る程度の経費は必要経費として考へ得るのじやないかというふうな考へております。

それからもう一つ、六万円の専従者控除につきましても額が低過ぎるのじやないか、これはまあいろいろお考え方があろうと思つておるが、給手として考へて参りますれば、その子供さんたちに六万円の基礎控除とありますが、別途所得税は給手所得としてまあ課税されるわけでございます、この場合に考へましても、結局子供さんたちにはもう課税がない。これは課税がないというよりも、御主人と一緒にやつて課税されておるというたやうな考へ方ではございまして、給手自体を六万円に限定するといふほどの意味とも思つておるが、青色申告の実施最近普及運動をやつておられますので、過去の数字がすぐそのまゝ十万円にした場合にそのまゝの姿で以て現実の姿になるかという点については、いろいろ問題があるやうと思つておるが、その辺はよく御理解になつた上で御覧願ひたいと思つておる。

○小林政夫君 承知しました。

○土田国太郎君 さつき局長が、女中が表も手伝い勝手にもいる場合に、多少表の経費から俸給として出してよいという発言があつたのですが、これは地方の税務署へ参りますと、女中はもうお勝手の人間じやないか、その女中の俸給を店から支出することにについては認め得られないというのが今の慣例になつておられますが、局長のやうなお考えは非常に結構だと思つておるから、そういうことは一つ地方のほうに流して頂きたいと思つておるが……。

○政府委員(渡辺喜久達君) 従来の考へ方でございますと、家事関連の経費はいかんとおつて、一応書いてありますものから、そういうやうな場合におきましてそれが果して家事関連といふと恐らく全部が家事……。

多少例えれば百の中で五十ぐらい家事に関連しておつて、百まで行かないというやうな解釈が従来からとられていたやうに思つておるが、こつとつた点についてはもう少し家事関連の範囲といつたものについて検討してみようと思つておる。国税庁のほうともよく相談してみたいと思つておる。

○土田国太郎君 私の申し上げておることは、中小企業を中心として論じているのでございまして、そのつもりで聞いて頂きたいと思つておる。とにかく中小企業に女中を置きましても、少くとも店も手伝わなければ店がやつて行けないというのが今日の事情になつておるのですから、その点はよく一つ御了察願ひまして、地方の税務署の御指導を願ひたいと思つておるが、今申し上げましたやうに、中小企業の経費の問題であります、如何にも地方は税務署におきましては店の必要経費といふものを厳重に区分けするのです。でありますから殆んど店の経費といふものは圧縮されてしまつて、

奥の経費にばかりかかつてしまつて、
そうしてその利益の計算を自分の予想
以上に出されてしまつて、それで税務
署で査定された額に対する納税ができ
ないといふことはここにそのもとをな
しておるのです。

それで小さな店舗では多少利益があ
るといふことは全部……これは全部と
は言えないが、大体まあ自分で儲かつた
のだといふところで家計をやつてい
ますから、さて税金が来るという納
められないという実情なんです。

それから何といふんですか。地方の中
小企業者に対する必要経費の査定です
ね。これも一つ、これはもうここで言
うべき問題じゃないが、行政的にうま
く一つやつてもらわれないと、実際今
の日本の中小企業の状態は税金を納
めるのに苦しんでおるといふのがもう
何人もこれはいふまでもない事実であ
ります。今日は警察官より税務署のほう
が怖いといふようなことになつてお
りますので、どうかそういう事情を御推
量下さいまして、中小企業のためにこ
の必要経費は……、この電気はこれは
店じやない、奥だ、これは炭を五俵使
つた、これはそんなに店に使うはずは
ない、大体奥じやないかと、それは大
変厳密にやつておられます。誠にそれら
はその上司の指導如何によつては末梢
官庁はどうにもなるでございましてよ
うから、よく一つその辺のところをお
考え下さらないと、世の中が非常に空
気が悪くなりまして、共産党が殖えて
参りますよ、実際、私はそういう点に
は上司が気を付けて頂きたいと思いま
す。

○政府委員(渡辺喜久達君) 御趣旨の
点は十分検討してみまして、無理なこ
とにならないように十分気を付けてや
つて行きたいと思ひます。

○小林政夫君 その問題について、今
度の予算でも税収見込で何パーセント
前年度よりもあるというふうなことで、
おおむね全体の収入見込として、今度
は物価と生産とを兼ね合はして一〇
八・一と、とにかく前年度より一〇
一・二%増えたら、税務署のほうでは一
〇・二%増えたら、こういう所得上昇
歩合といふものが計算してある。これ
が又業種別にして恐らく国税庁内では
きまつており、それが又甲地区、乙地
区、丙地区といふような地区で或る程
度きまつておる。これが国税庁から国
税局へ行き、更に税務署へ割当てられ
る。税務署で非常に署長の腕節の強い
人は国税局と喧嘩のようなことをし
て、うちの管内にはそれは行かないのだ
といふような話も行はれる。そこでなか
なか一般の収入上昇歩合といふもので
非常に徴税の無理をするという結果に
なるのです。終戦直後の非常にやかま
しく言われた各税務署ごとの割当てと
いふことは成るほどなくなつておるけ
れども、その業種別における収入歩
合、前年度よりもこれだけアップだとい
うような指数の出し方といふものが、
必ずしも同じ業種であつても一律には
行かないのではないかと、そこに或る程
度の弾力性を持たし、実情をもととし
て課税する。これはまあ言へば恐らく
そう言われるだらうけれども、その実際
の取扱いはかなり……、小心翼々たる
税務署長は自分の成績を擧げるという
意味においてなかなかそこに融通がき
かない、そこで納税者に無理が行くと
いふ結果になつて行く。その点はこ
ういふことを聞けば必ずさうではない

とおつしやるだらうが、そういう点を
兼ね合はして徴税をしてもらわなけれ
ばいかんのかと思ひます。

○政府委員(渡辺喜久達君) お話のよ
うに現在は収入割当てとかさういふこ
とはやつておりません。ただまあ一面
で考へて行かなければならぬと、ま
甲の税務署におきましてはまあ非
常に苛酷なことになつておる。乙の税
務署では非常にそれが緩になつてい
る。これは一つのやばいその面からし
ての弊害が実はあるのじやないか。こ
ういふ面が考えられますので、各税務
署の調査した結果を国税局から国税局へ
持ち寄りますして、そしてその数字をい
ろいろまあ突き合はしてみよう。やはり東
京の真中ならこのくらいになるのじや
ないかと、田舎だからこれも止むを得
ないのだから、こういうことは一応検
討はしてみよう。その場合になか
なかそこがむづかしいわけなんです
でございますが、税務署の主観的な見方
で、以てまあ上り方といふんです、下り方
といふんです、上り方が少ないか、下り
方、或いは下り方が多かつたというのか、
或いは客観的な情勢の故にさういふ結
論が出たのか、これが実は一番大きな
問題でありまして、我々としては
どこまでもそれを税務署の主観の故
にさうした無理が行つているとか緩に
流れていとかといふことでなくて、
数字の上り方が少なければそれはやは
り客観的な事情がさうなるが故にさ
うなければならぬといふところへ持つ
て行かなければならぬと実は思つてお
ります。その二つが結果として現われ
ますところは、やはり一つの歩合にし
か出ないものでございまして、余り
歩合にこだわるというところは私は妙な

行政だと思つておりますが、これも一
応の参考にし過ぎない。どこまでも
税務署として努力すべきところは客観
的な実態をつかまえるといふことにな
ればならぬのでありまして、客観的
な実態がさうであれば、例えば或る署
では殖えており或る署は減つておる、
これは当り前の話でありまして、ただ
それがさうでなくして、税務署の主観
の上で、或る署は殖えていて或る署は
少なくなつていた……、これはやはり国
税庁として各税務署のさうした
やり方を統一総合して当らなければな
らんといふ責任からしまして、それを
彼らに傍観するわけにも行かない。そ
こに実はなかなか行政の上におきま
して困難があるわけでございますが、
我々といひましてはどこまでも事実
をつかまえるといふことに努力するこ
とによつて、彼らに数字の上で以てこれ
はさうなつたからさうだといふような
ことだけにこだわらず、むしろそれを
主としてやつて行く。過去の点につき
ましては我々もやはり相当反省すべき
ものがあると思つております。どこ
までも併しさういふ点は直して行きま
して、どこまでもやはり実態に合うよ
うな課税をして行くといふ点にこの上
とも努力して行く、さういふつもりで
おります。

○土田国太郎君 今の局長のお話で我
我としても異議ないのではありませんが、特
にあなただは国税局長を長くおやりにな
つておつたのだから実情は御承知の通
りなわけです。私の知つてゐる範囲では
徴税方法は、某県なら某県の税務署長
會議を先ずやりますね。その地元にお
きましてその直税の連中が行つて、そ
れで打合せをして、本年は何々の業態

は幾ら以上といふような申合せが先ず
できて、その署長會議の結果がその県
一般に行政的に現われて来るようにな
ることになつておられますので、非常
にうまく行つてゐる税務署と、非常
に或いは苛酷に見られたりして、非常
に苦しい思いをするような納税者もでき
て来ることは事実である。特に青色申
告を政府が奨励をなすつておるが、こ
れは青色申告すれば赤黒々に現われて
しまつて、そして高い税金を取られる
のだからといふ疑念が非常に民間に現
在多い。それは青色申告をして事実必
要経費の査定の場合に真に適正を得れ
ばさういふ問題は起きないのですが、
今言うように、かの枠といふものが署
長會議できめられておりますので、税
務署の職員も署長の命令を受けてお
るから、どんなに青色申告でもその枠
の把握如何にかかわらず、命ぜられた
枠で押えつけようといふのが今日の徴
税のやり方です。恐らく私は日本中そ
うではないかと思ふ。ひとり私の県の
みならずと私は考へておりますが、
さういふことは青色の申告なんとい
うものは意味をなさなくなる。さうい
うところが真に納税者の実情を把握す
るところに重点を置かれて初めて青色
申告の価値とこの申告納税といふもの
が自然に殖えて行くといふところへ私
は持つて行かれるように税務行政をし
て頂かなければ、近い将来申告納税と
いふものは恐るべき問題に、結果にな
るのじやないかといふことを痛感いた
しております。

特に私はこの必要経費の問題が出た
から参考にと具体的にお聞きしたいの
ですが、先ず自分の店舗を修理いたしま

すと仮定いたしました場合に、これが一万や二万の小さな金ならば、それは税務署が認めるかも知れませんが、少くとも店舗で十数万程度以上のものを、これは中小企業です、修理した場合は、その十数万を修理費として、修繕費として認めないのです。私のお聞きしたいことは、この認めないという理由が直税のほうはこう言われている。それだけ資産が増したのであるから十数万は認めないのだ。そのうちの一万円程度しか、例えばですよ、認めることができないのだと、こういうふうな税務署の連中は主張するわけですね。そこでその修理した店舗の修繕の方法ですが、この店舗が十数万の修理をする場合に、それを資産に計上するか経費に計上するかというところに大きな問題ができて来るのであります。それが、そういう場合に店舗を修理をしたような場合の評価の基準というものはどこにあるのでございませうか、それを伺いたいと思います。

○政府委員(渡辺喜久彦君) 最初にお話になりました青色申告をしている方におかれましては、まあ一定のいわば見当で以てこれに課税がなされている。こういうことは私は実際には或る程度やはあるのじやないかと思つておりますが、これは私は青色申告の納税者を取扱うやり方としては適当でないというように考へております。国税庁も大分その辺最近考へ直して来ているようにございませうが、問題は本当にまあ青色申告が信頼される場合である場合と、形だけの青色申告である場合、特に後者の場合にとかくそういう問題が起るのじやないかと思ひます。むしろ青色申告におきましては、折角納税者がその気持になつて居るのですから、例えば確定申告といつたような最終の時期に初めて税務署が行つて而も結果を見てこれはだめだといふのは不親切なやり方でありまして、むしろ年の中途などにもとき／＼お邪魔して、帳簿のつけ方なりを、精密にそこに記載ができて居るかどうか、或いはうまく記載ができて居るかどうかという点をむしろ指導的にお話し合つて、この人は青色申告をして居るとは言ひながら、実際はともかく目下というなら、むしろ早い機会に青色申告を取消するという措置をとるべきであつて、同時に青色申告をして認められず限りにおきましては、やはりどこまでもその数字を尊重するという方向に持つて行くべきではないかと思つております。

それからその次の御質問でございまして、修繕費として一体どの程度を認めるか、なか／＼これは実は私は具体的な基準の作り方というものはむづかしいと思ひます。本当の意味の修繕費であれば、例えば五万でも十万でもそれが毎年例へば繰返されて、それがかけられて行かなければ旧態が維持できないという場合には、これは勿論全部が修繕費として認めてもいいと思ひますが、相当その方の仕事の商売から見まして、いわば一種の臨時的な金になつて出て、何年に一回ぐらゐの臨時的な金になつて相当な多額の金になつて出ているとすれば、修繕費として認むるのはその一部であつて、あとは資産であり、むしろそれは減価償却として計算して行くべきではないか、結局その問題はどうも抽象論といつたしまして、どの程度のものかといふと、結局やはり抽象論にお答えせざるを得ないわけでありまして、まあそれ／＼の具体的な事実に応じて考へて行くべき問題で、結局結論としてはそれだけの費用をかけることによりまして財産が時に殖えたといつた場合には、ちよつとこれは経費には認めにくく、結局まあ旧態が維持できる程度、まあせい／＼それはその範囲を出ないという場合においてはこれは勿論修繕費……、ただそういう抽象的なお答えを申しまして、なか／＼具体的な事実になりまして議論は残ると思ひますが、考へ方としてはやはりそういうふうな考へ方以外にないのじやないか、かように考へております。

○委員(大矢半次郎君) ちよつとお諮りいたします。主税局長は先ほどから衆議院の大蔵委員会のほうに出て来ようという要請が参つて居るようでありまして、この際所得税関係の質疑は今日この程度にいたしまして、関税部長が見えておりますから関税定率法等の一部改正の問題に移りたいと思ひますが……。

○小林政夫君 まだ聞きたいところがたくさんありますが、次回に譲ります。

○委員(大矢半次郎君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(大矢半次郎君) 速記を始め。都合によりまして次に関税定率法等の一部を改正する等の法律案を議題といたしまして、質疑を願ひます。

○小林政夫君 衆議院で大方審議が進んで居るようでありまして、今衆議院でどういふ意見が出て居るかといふことを一つ部長から衆議院の空気を知らして下さい。

○委員(大矢半次郎君) 速記をとめて。

午後四時四分速記中止

午後四時四十分速記開始

○委員(大矢半次郎君) 速記をつけ。

○前田久吉君 この五％の関税になりまして大体現在ポンド当り国産品では二十九円から三十円、こういう価額なんです。五％の関税にしまして輸入をいたしました。運賃、持ち込み料、保険料、それから庭まで入りまして、やはり余り大差はないのです。これはいづれ詳しい価額を出したいとしますが……、それから新聞紙が下級紙の中に今まで入つておつた。下級紙といふものは一〇％、こういうことですね。新聞紙は下級紙の中に入つておつたですね。一般下級紙の中に。今度の問題は一般下級紙の関税を引下げてもらうというのではなくして、新聞紙だけ別に建ててもらつて引下げてもらう。こういう問題なんです。さつきちよつとこれも説明を聞きましたが、ペルプは原材料は五％で、精製されたものはどの製品もまあ高いのだといふちよつと説明も伺つたのですが、殊に新聞紙は国内においてもまあい／＼保護を受けて免税になつておるといふ点からいまして、ほかの商品と同一に扱つていいのかどうかといふことを考へて頂きたいといふことを一つ。それから日本のどの県を見ても、それ以上上りやみに新聞用材の赤松を切るというも私はなか／＼至難である。北海道においても御存じのように、北海道に於いては、一頃国内でトシ当り千円ぐらゐの時代においても北海道では二千円もしたといふことになつておつたわけですね。幸いに北海道は王子製紙が自家発電の電力、その他資材、設備が戦前備蓄済みのものであつたためにポンド三十円ぐらゐで賄つて来られた。内地の木材もだん／＼と少くなつてだん／＼と上つて来て、現在は千四百円乃至は千五百円まで上つて来ている。これ以上山を切つて行くとする、この木材が一石当り恐らく二千円近くなつて来ると玄人筋では言つておるのです。そういうことになつて来ると、今のポンド十五円のものが大市に上つて、ここに新聞代を引上げなくちやならん。これは又国民大衆の家庭経済に大きな影響を及ぼして来る。新聞代が上つて来ると電話料が上るといふようなことになつて来ている。ですから或いは又電氣も上る、ガスも上るというふうなことで、それこそ又インフレの私は先駆のようなことになつて来る。こういう点から考へてみても、そういうメーカーの輸入外貨の割当は知れて居るのですから、影響は与えないし、すべての点から見ても五％の引下げ、一〇％を五％に引き下げるといふことは妥当じやないかといふように考へておるのでありますが、この問題一つ。

○政府委員(北島武雄君) 新聞用紙につきましては、一昨年の秋、各新聞が頁数の増加を御計画なさいました。ところがその際に、日本の生産がまだ電力事情その他のために十分に供給を満たし得ないという事情でございまして、その当時の外紙の価格をも調べましたところ、輸入する新聞用紙は、国内産の価格に比較いたしまして相当

程度高額でございましたので、政府におきましては新聞の公益性にも鑑みまして、暫定的に昨年の三月まで免税する案を提案いたしまして、国会におきまして御審議願ひ、成立を得たのでございます。昨年その免税期間が切れました際に、政府の原案におきまして更に一年間免税の継続を内容とした修正の改正を御提案申し上げたのでありますが、国会におきまして御修正になりました。昨年の九月までで免税は打ち切られていた状況になっております。今回閣議定率法の一部改正法案等を国会に御提案する前に、一応新聞協会側におかれまして、大体差当り八千五百トンの新聞用紙を輸入されるという御計画を伺ひまして、新聞協会側からは政府に對しまして免税、又は少くとも五割に減税してもらいたいという御要求があつたのでございますが、事務当局といたしましては、昨年における国会の御修正の経過等を考えまして、政府原案といたしまして、これを五割なり或いは免税するといふ点はとてもできなかつたわけでございます。殊に価格の点につきまして調査いたしましたところ、今回の輸入される新聞用紙の輸入価格は一〇割の関税をかけたとしてもほぼ国産品と大体同程度、これは計算によつて多少違ふのでございますが、同程度でございまして、これを引下げる案は提案できなかった次第でございます。只今前田先生からいろいろお話を承つたのでございますが、新聞用紙が一〇割で、その原材料のバルブが五割というのはどういふわけかというお話がございましたが、これはまあ閣議定率法のバルブの構成といたしま

しては、加工の程度が進むに従つて税率は高くなる。御承知のように日本は原料を輸入しまして、そうしてそれに加工を加えて輸出するといふような建前でございまして、原料に對しては無税又は低税率、加工の程度が進むに従つて高くなる、こういう恰好になつております。新聞用紙よりも更に加工度の低いバルブにつきましては五割に對しまして、まあ新聞用紙全部とは申しませんが、印刷用紙が普通紙が一〇割という税率を盛つたわけでございます。只今新聞用紙のような公益性を持つたものに對しては別に考えるべきだといふ御議論もございました。誠にこれは御尤もな御議論とも思ひますが、政府が一昨年新聞用紙の免税を提案申しましたのは、専らやはり新聞用紙の公益性に鑑みただけでございます。ただこの公益性の問題につきましては、関税とそれから消費税とは多少趣きを変えて考えなければならぬ、こういう点がございまして、その当時若し新聞用紙の公益性を強調するの余り、仮に非常な安い新聞用紙がだん／＼入つて来るという事になりまして、これを仮に免税或いは低税率にいたすと、これを圧迫するといふ事にもなります。で、関税はいわばこれによりまして一応国産品とのバランスをとる。そうして流通過程に置くといふ考え方でございまして、物品税とは多少趣きが違ひます。物品税は関税をかけたものとそれから国産品のものとのレベルを整へた上で更に物品税を免税するかどうか、新聞用紙は前から免税になつております。関税の問題につきましては一概に必ずしも公益性があるといふので

すべて無税、免税といふことには必ずしも参らぬといふことは御了承願ひたいと思ひます。又日本の森林資源の点等につきましてもいろいろ御高説を拝聴いたしまして、誠に御尤もな点もあるものであります。が、他面メーカー側から申しますと、メーカーその他から申しますと、それならば原木を輸入して、或いはバルブを輸入して、そうして新聞用紙を作れば日本の森林資源は枯渇しないはずだといふ、こういう議論も出て来るわけでありまして、なか／＼この点どつちが正しいとも軍配は挙げにくいような感じでございます、私の私見といたしましては、

○前田久吉君 新聞用紙を加工紙に包含されたといふことは、これは占領軍の方針だつたのですか。

○政府委員(北島武雄君) 実は閣議定率法の別表の輸入税率に新聞用紙といふことは載つてございませぬ。印刷用紙といふのがございまして、その中のアートペーパーが一五割、「その他」(一平方メートルの重量が三十グラムをこえ、三百グラムをこえないものに限る。)、これを甲と乙に分けまして、甲のほうは、「一平方メートルの重量が五十グラムをこえないもの(碎木バルブを含むもので善取のものに限る。)、乙は「その他」となつております。この甲、乙共に一〇割という事で、特に新聞用紙といふような分類はいたしてございませぬ。

○前田久吉君 新聞用紙はそこへ入つておつたわけですね。

○政府委員(北島武雄君) 普通通常使用されます新聞用紙は甲のほう、「一平方メートルの重量が五十グラムをこ

えないもの(碎木バルブを含むもので善取のものに限る。)、これが大体新聞用紙に使用されます。併しこのものも新聞用紙に使われるとばかりとは限りませぬ。

○前田久吉君 占領軍が指示した通りになつておるわけですか、関税は。

○政府委員(北島武雄君) 閣議定率法の一昨年の全面改正に際しましては、政府におきまして種々司令部と折衝いたしまして、最後の線は司令部のアプルーヴァルを経た、そのとき的情勢をいたしまして、最後の法案を出した場合には、すべて司令部のアプルーヴァルを経なければならぬ、こういう状況になつております。

○前田久吉君 若しも関税が下げられないといふことになりまして、日本の現在の生産状況、又原木の關係からいまして、必然的に新聞の価格というものが上つて来ますが、どうお思ひになりますか、これは……

○政府委員(北島武雄君) 新聞用紙の国内生産は大体逐年増加いたしてございまして、最近における新聞用紙の生産状況を申しますと、昨昭和二十七年の生産実績は六億一千四百五十二万六千ポンドでございまして、月に平均いたしますと五千二百二十一万一千ポンドでございまして、今年に入りましてから一月が六千六百四十一万九千ポンド、二月が六千五百二十八万ポンド、三月が七千三百九十四万ポンド、四月が七千四百七十七万三千ポンドと、殆んど月ごとに増加いたして参つております。只今のところ通産当局の新聞用紙生産の昭和二十八年中の見込数字は、大体八億九千七百万ポンド程度である、こういうことになつております。

す。昨年の、昭和二十七年が六億一千四百万ポンド、それに対して二十八年度の生産見込が八億九千七百万ポンド、こういうことに相成つております。

○前田久吉君 成るほどあなたのおつしやるように数字は上つて来ているのですが、日常新聞を御覧になつていられるのがまだたくさん入つていられるのです。いわゆる仙花紙ですね、そういうものも、国内生産の不足のため近視眼の人を多く出すやうな事になつて来ている。新聞社も、ないから止むを得ないといふことでやつておつて、決して新聞紙らしいもの、曾つての戦争前のような新聞らしい新聞紙といふものは苦であるとか十条であるとか本州であるとか、旧王子系以外は大量に仙花紙でできた粗悪品なんです。こういう状態であつて、そういうものを差引けば、本当は止むなく使つておつて、読者に非常に迷惑をかけておつて、止むなく使つておつて、實際は生産が増加しているといつてもさういふものは本当の新聞紙と我々は言いたくないのです。止むなくやつていられるわけですね。そういう観点から、よし生産が増加されても、価格の上ることは間違ひないのです。どうしても原木が余計使われれば、国産品が余計できれば原木が余計要つて来る。多く要つて来れば価格が上つて来る。これは限度が来ているわけですね。そういふ、新聞代が上つてもいいのだ、輸入しなくてもやはり内地に坐つて新聞代は幾ら上つてもいいというお考えなんです。一つ伺ひたい。

○政府委員(北島武雄君) 価格の今後の推移につきましては、私どももな

なか予想がつかないのでありますが、只今までの紙の国産品の価格の推移を考えると、只今までのところ国産紙の値段はだん／＼下つて来つたのであるのはなからうかと、こう考えるのであります。ちよつと例を挙げますと、昨年の二月当時、新聞用紙の免税の延長につきまして御審議を願いました当時であります。その当時におきましては、一ポンド当りの国産品が苦小牧、北越三十五円四十銭、十条その他が大体三十六円、こういうことでございまして、ところが最近の値段は大体三十円見当、一ポンド三十円、こういうふうな値段は下つております。今後のことにつきましては、私ちよつと予想いたしかねます。その点御了承願います。

○前田久吉君 これは昔、十条系統で、全体の新聞紙のパーセンテージはどのくらいにお考えになつておられますか。

○政府委員(北島武雄君) 最近の新聞用紙メーカーの会社別の生産実績をちよつと調べて見たのでありますが、昨年の一月から十二月までの間におきまする全生産を、各会社の生産によつて比率を見ましたところ、王子製紙四五・三、十条製紙が一六・三、三多という状況でありまして、両者合せて約六一、その他は北越製紙、中越製紙、大昭和製紙、本多製紙その他相当多くの会社がございます。

○前田久吉君 さつきの、料金を御修正になつた昨年の二月ですね、三十五円、現在は三十四円という価格ですが、これはちよつと私控えがなくて数字的なことは今申せませんが、逆にこの苦小牧というものが大体新聞用紙の一番多く生産しているところであつて、こ

の新聞の、あなたが先ほどおつしやつたような朝刊が入頁、夕刊が四頁というように昨年の十一月頃に新聞が全部揃つて来て、その後価格はこの社は変つておらない。ところがその他のメーカーはみなポンドで二円くらい値が上つて来ている。それをよくお調べになつたらいいと思ひます。或いは中越にしても本多製紙にしても、或いは大昭和製紙にしても二十七円くらいのもものが二十九円から三十円に上つて来ている。ただ動かなかったのは昔、本州と十条、これは本州、十条は極く新聞用紙は僅かです。昔が大半で、昨年十二月以来新聞が本場に戦前の姿に立ち戻つて朝夕十二頁という戦前の姿に立ち戻つて後は新聞紙は動いておりません。併し昔以外のところはポンドで二円くらい上げて来ている。それは私が事実買つてゐるのだから、全部のメーカーのことをよく知つてゐるわけで、上りつゝ今あるのです。そうしてなかなか購入はむずかしいのです。購入がたやすいことであれば、御承知の通り他の新聞もそうであるが、我々の新聞のほうも誠に見にくいのです。印刷をして見にくい、新聞紙が相当出ているというところは、入手がなかく困難であるために、そう洋紙界の言つてゐる通りに潤沢じゃないのです。今日、明日新聞社が買ひに行つても買えるものではないのです。そういうものですから、実際の、どうお調べになつておられるか知りませんが、その点はもう一度一体新聞紙はあなたのおつしやつたように、昨年十一月以後においで下つたか上つたか、もう一辺一つお調べを願ひたいと思ひます。

○平林太一君 関連して、関税定率法の一部改正に關して新聞紙のことが前田君から極めて実際に即した御意見があつたのでありますが、私はそれを伺ひまして非常に了承されたわけでありますが、大体これは政府の考え方が根本的に違つてゐる。それはどういふことかというところ、国内産業としての国内製紙が影響を受ける。そのために外紙の国内に対する定率の問題を考へるというところで、言葉はよくわかるのでありますが、ところがこの問題に限つては、我々から言ひますれば、国内産業としての製紙といふものは、殊に新聞紙を生産する製紙業における生産といふものは、これ以上増産をするということに對しては重大なる反省の時期に入つたといふことを根本的に考へてこれを取扱わなければならぬのです。ところが業者はそういうことは一向、肚ではこれは恐らく重大視してゐると思ひますが、やはり今日のこの資本主義の、殊に製紙業といふのは往年の歴史を見ましても、富士製紙でありますとか四日市製紙であるとか、王子製紙であるとか、伝統を持つたものは非常に資本主義の最高峰を行つた事業である、産業といつたしましては、従つてつまりこれを經營してゐるところの人的要素、それからその持つてゐる人々の思想といふものが、依然として私は變つてゐないと思ひます。なぜかと申しますれば、先刻前田君のお話のありましたように、これは重大なる問題、いわゆる紙を製造する元であるところの木材に對する考え方でありまして、今日もう日本の木材といふものは、恐らく日本だけですが、このくらい木材を粗末にしてゐるのは、世界各國いづれの國におきまして、木材といふものに對して

はいわゆる天然資源として、これは科學が如何に今日進んで参りましたも、木材をして半年、一年の間にそれを完成せしめるといふほどに科學は進んでおられます。いづれにしても何十年という歳月を経て、そうして或る場合にはもう鉄鋼というやうなものにも優るところの非常な耐久力においてもそういうものを持ち、それから又それが人類の生活のあらゆる方面に如何に必要欠くべからざるものであるかといふことは、よく了承されてゐるはずであります。だからそれをどうしても今後これは人類として、衣食住といひますか、昔の言葉のある通り、もう食に次いで最も木材といふものを大切に保存しなければならぬわけですから、ところが紙に對しましては、最近殊にペルプ事業といふものは、何か紙は儲かるというので單なる重点事業としてのみではない、いわゆるあらゆる方面において中小企業の対象となつて、これは中小企業が盛んになることはいひのであります。中小企業の対象にまで範圍が増大いたしました。こうなつて来ますと、日本の製紙産業といふものは、発達して行けば行くに従つて日本の国土といふものは荒廃、破壊されて行くといふことを考へなくてはならない。今度のいわゆる九州の水害、西日本の水害、殊に顯著なる和歌山県の水害を見ればよくわかる。和歌山県の水害といつたしまして、ああいうものが如何に戦争以來つと無反省に濫伐されておつたか、それが單に国土を荒らすのみではない、遂にそれが人の生命にまで及んでゐる。何千人、五千人も六千人も水害によつて死傷者を出すなど

といふことは、これは世界の歴史にも曾つてないことなんです。こういうことの原因するところは木材の濫伐、木材といふものを今の通りただ事業の對象にのみしてこれを伐採してゐる。ところがその木材を伐採してゐるところの最も大半のものといふのは、いわゆる新聞用紙等を生産するものに利用されてゐる。この際は何も小さいことを考へる必要はない。外紙が新聞紙で入つて来るならば、私はこれは大歓迎すべきだと思ひます。而も或る時期において日本の山林といふものは、一応の治山治水に對しまする整備ができて、そうして安心して行けるやうになれば、又そのときになつてすればよろしい。併し今日は何としてももうこれ以上伐採するといふことは、何らかの法律においてむしろこの際止めをしなければならぬときである。そういうことを考へますれば、国内産業としての製紙といふものをこの際むしろこれは殺すべきなんだ。そしてそれに対するいわゆる何は外紙からこれを求めて、いわんや外紙においてもそう高くないといふのでありますから、それでありまして、今前田君のお話を聞きますと、それで差支えないといふやうなお話でありますから、一つこれはこの根本をここに置いて、そして関税定率に對する新聞紙の問題といふものを考へなければならぬ。この取扱いに對する政府の根本的な考え方といふものをそこに置かれて、そして定率の改正といふものに対して非常に反省を求めなければならぬといふやうにお考えになりますか。

○政府委員(北島武雄君) 日本の乏し

い森林資源を保存いたすばかりでなく、これを更に培養しなければならんということにつきましては、私も実は門外漢でございますが、個人的には全く同感でございます。但しその場合に、完成品を輸入したらいいか或いは又原材料を輸入して、それで日本で加工をして、新聞用紙にしたがいいかという点は、これは又別途考えなければならん問題ではなからうか、こういう感じも実はいたしておるのであります。若し支障なく原木、これは現在無税でございます、原木を輸入して、そして日本の森林資源の荒廃を防ぐ、その原木によりまして製紙会社におきまして加工して新聞用紙に生産するならば、日本の森林資源も保存されると同時に、国内の製紙業も育成保存されるわけでありまして、まあこういう点は私も実は門外漢でございますが、ちよつとそんな感じもいたすのであります。

○前田久吉君 木材が入るといってお考へあります。若しも入るお考へがあらつたら、どのくらい入るといってお考へがあらうか、それをちよつと伺いたいのです。

○政府委員(北島武雄君) これは実は私のほうは海苔の割当のほうをいたしておきませんので、通商産業省で御計画を立てるべきことと存じますが、若し入れようと思へば入らないはずはないのではなからうかと、こんな感じもいたしておるのです。

○前田久吉君 石当り幾らぐらいい入つて来るお考へですか、製紙との視み合いですね。

○政府委員(北島武雄君) 私は実はちよつと思ひ付きを申上げただけであつ

て、原木で幾らで輸入できて、それを製紙にすれば幾らかという計算はいたしておきません。

○前田久吉君 今言つておる問題は、内地のメーカーを殺すという点でお話もありましたが、この程度の輸入で内地のメーカーはお困りになると思われませんか、どうですか。

○政府委員(北島武雄君) 関税というのは、実は国内産業保護の最小の限度の障壁でございます。輸入の数量は仮に入れないということになりますれば、これは国内のメーカーは喜んでございまいし、併し入れないといふか入れるとかいふことは、一時的な政策の便宜でありまして、関税はそれよりもつと根本的に、基本のベースにおいて国内産業に安全感を与えたいという点に大きな使命があるわけでありまして、その点の割当などにつきましては、そのときどきの政策によりましていろいろ変わるわけでありまして、必ずしも業者は実は安全感を持っております。関税によつて何%かが保護されるというところとで事業の基礎が成り立つという性質のものかと私は考へております。

○前田久吉君 この問題は重大でありますので、通産省のほうから一つ係の者か局長を呼んで頂きたいと思ひます。

○委員(大矢半次郎君) 今すぐはむづかしいと思ひますが、さよう後刻取り計らいます。

○平林太一君 今この関税の問題については、関税の原則について話がありまして、国内産業を擁護する。これは如何にもその通りであります。だから国内産業を擁護すると、そういうことは国を守るということですから……

ただ国内産業を守るぞという事で、その産業がいわゆる総合した国家の国力進展のためにこれが役立つ、それからそれが相並行して国力の増進に努められるという場合にのみその国内産業を擁護しなければならんと、こういうことになり。木材をつぶして紙を作るといふような今日の現状においての日本の製紙事業の国内産業というものは、むしろこの際いわゆる国力の維持、国力を総合したいわゆる民力涵養のためにこれは抑えなくちやならん。それを大蔵省は十分に一つ御研究になられて、これはいわゆる製紙に対する一つのけじめですから、いわゆる日本の製紙の産業としてやらなければならんというところは、これは今日まで何十年の間伝説の不滅に変わつて来ない今日までの状態でありまして、併し今日ではや日本、殊に新聞紙に對しまして木材以外のものを使うといふことであればこれは格別、併し先刻外国から木材を買つてやるという、これは私も、前田君とは意見は違ひかも知れませんが、これは或いはいいかも知れませんが、併し今日では業者はそういうことにはしないのです。やはりもうすでにそういうことをしなさいといふところを見ると、外国からの木材といふものよりも現在の木材といふものが採算上必ず、これは何と言ひますか、そのほうがいいのであるからそういうことをしてゐるのだと、そうしてこれが一年間も半年も急速に消化されて行きますから、これは時間的に遅延を許さない問題であると思ふ。だからこれに對して関税に對するところの問題は違ひなんです。この事業にだけはそういうことを一つお考へになつて、これに對する処

置は、これは別個にこの問題だけは処理すべきだと思ひます。ですから関税に對しまして、製紙業なり国内産業を助けるのだという、むしろこれは国内産業を抑えるために関税の障壁は高く上げるべきだと、こう製紙に對しては考へるのですが、これはどうなんですか、根本の問題ですがね。

○政府委員(北島武雄君) ちよつと実は御質問の趣旨が最後聞き取れなかつたのですが……

○平林太一君 もう一度申します。だから製紙の紙を入れる関税に對しては、これは考へていけるような処置でなく、関税の障壁といふものをきつと高く上げべきであると思ふのです……、高いじやない、安くして向うの紙が入れるように……言葉の言い現わし方が違ひましたが……、そうして外紙が入れるようにして、そうして国内産業としての製紙、それがいわゆる今日とられておる税率の問題を大蔵省は逆に考へて行かなければいかんと、こういうふうにお考へですが、どうお考へになりますか。

○政府委員(北島武雄君) 平林先生の御趣旨はよくわかるのでございまして、先ほど申し上げましたように、政府といたしましては、実は一昨年新聞用紙に對して免税を提案いたしました、昨年度に一年間の免税の期間の延長をお願いいたしましたところ、国会におきましては、十月以後免税すべからずという御判定によりまして、昨年の九月で実は免税が切れておるのであります。政府といたしましては、その国会の御趣旨に逆つてまで果して免税又は低減をお願いすべきかどうかという点につきましては実はいろいろ問題点もあ

ろうかと存するわけでありまして、この点につきましては、目下衆議院でも慎重に御検討中でございますので、若し参議院に免税或いは減税率が参りました際には、更に皆様方から一層慎重な御審議を頂きます、その御判断に仰ぎたいと思ひ次第でございます。

○平林太一君 只今昨年の九月まで免税をしてもらったということですが、国会の意思と言ひますが、国会の意思といふのはそのときによりましてその状況が変わるといふことがあるのでございまして、そういう国会の意思によつて今度は免税を有税にしよう、ということがあるんですが、やはりこれは免税にしておくべきために、本年のこの災害の実情などを目前に見た実証によつて、免税の問題は更にこれは継続すべきである、有税にしてはいけな、い、こういうことを、これは一つの技術上の問題ではない、政治上の大きな、つまり国土を維持するといふ大きな問題のためにこれは考へるべきで、これは一つ免税といふことで政府が国会に臨む態度を改めて要求いたしておきます。意見として申上げておきます。

○小林政夫君 今の新聞用紙に關連して、先ほど部長から口頭で一応の数字は説明されましたけれども、資料として二十七年から成るべく最近までの新聞用紙のメーカー別別生産統計及び月別国内産の価格、これを一つお願いしておきます。

○前田久吉君 さつきお話がありましたが、昨年九月に免税すべからずときまつたというお話があつたのですが、そのときはどういふことでそうなつたかという、その事情はわかつてゐるの

○政府委員(北島武雄君) そのときの速記録に詳細に出ておりますので、御参照願えれば事情がおわかりかと思ひます。

○前田久吉君 もう一遍私から申し上げておきたいのですが、当時新聞界に「た」がありまして、丁度終戦後の新聞が軌道に乗るか乗らんかという場合に、増資をする大発行部数の新聞社あり、又地方に何百というつまり発行部数の少い新聞社があつて、この中で判断が二つに分れたわけなんです。輸入すれば大きな発行部数を持つ新聞社に利益があるが、我々はないというふうなことで、歩調が一つにならなかつた。これは非常な誤解だつたのです。が、その誤解の解けないままに、対立したままになつちやつたのです。で歩調が揃わなかつたために、そういう国会の決議に止むなく持つて行かざるを得なくなつたのです。それはよく衆議院のその当時の委員も言つておられるので、今度は全部一つでしようということを聞いて来たのですが、それを以てしてもそれが今度はよくわかつたわけなんです。新聞界全体のために関税を引下げてもらわないと大変だといふことがわかつて今度の問題が上つて来た、こういうことなんですから……、これで終ります。

○森下政一君 昨午政府が新聞用紙の免税措置を更に延長したいという提案をされたときの政府の考え方はどうであつたのですか。どういふ考えに立脚して新聞用紙の関税は免税を更に継続すべきだと、こういう趣意であつたのか、それを一遍伺ひたい。

○政府委員(北島武雄君) 先ほどちよつと申上げたかと存じますが、昨午私

どもで更に新聞用紙の免税期間の延長をお願いいたしました当時の気持といひましては、その当時の輸入外紙の値段が国産紙よりも相当高かつた。従つて関税の一〇%全部免除いたしました。でも、なお国産品より高い状態でありましたので、新聞用紙の公益性に鑑みまして、これは免税を続けるのが正しいと、こういうふうな信じてまして、期限の一カ年延長をお願いした次第であります。

○前田久吉君 どなたから御質問があつてお答えになつたかも知れませんが、現状はどうなんですか、今日の外紙の価格というものは……。

○政府委員(北島武雄君) 実はこの外紙の価格につきましては、新聞協会の御提出の資料と、それからメーカー側の御提出の資料と違つてのでありまして、一応両方御紹介申し上げます。

○前田久吉君 先ずよりまず、今回輸入いたしましたカナダ製品は、一ポンド当り輸入CIFが百四十ドル、そして一〇%の関税及び諸掛りをかけまして、埠頭の倉庫までの価格、これが東西交易、第一物産、高田協会の三つの貿易業者の協定価格は一ポンド当り二十九円七十銭である、こういう資料であります。

○前田久吉君 これは事実貿易業者との間の協定価格は二十九円七十銭であるやうであります。着駅運賃価格でございますと二十九円九十六銭七厘、こういう資料でございます。

○政府委員(北島武雄君) メーカー側の資料でございます。

これに對しまして、新聞協会の御提

出になりました資料によりまして、最終的におきまして横浜沿岸倉庫運賃の価格が三十四円四十五銭……、ちよつと失礼いたしました。関税一〇%の場合の価格は、横浜沿岸倉庫運賃の価格が一ポンド当り三十一円八十銭、それに倉敷料、輸送費、陸上保険料を加算いたしましたと三十二円十二銭になるという資料でございます。

○前田久吉君 むしろ三十二円になれば、一カ月二百八十円の新報は三百何十四かに値上げしなくちやならんでしよう、そんなものを買へば……。

○政府委員(北島武雄君) それは全部外紙で賄つた場合の計算です。

○前田久吉君 ええそうです。三十二円に上つたらですね。

それからいろいろのメーカーがありますが、今の王子系その他では大体ポンド二四圓と考へて願ひたい。二円はかのものが安い。それでしよう、全然紙が違ふのだから……、二円安く入つていとお考へ願ひたい。

○小林政夫君 それでは新聞のほうは通産局から来て慎重審議されたいとして、前回の内容説明のときにちよつと部長にお尋ねをして、そのとき一応の説明は聞いたのですが、話の響きがあるもので、恐縮ですがもう一回説明をしてもらひたいのは、このこうりやん及びとうもろこしの輸入税免除のことを今度本法へ組入れて、餌用のものに限り免税にすると、この免税は二十九年の一月一日から適用する。で本年の年末までは現状通りすべて免税だと、これはどうしてそういう区切り方をされたのか。

○政府委員(北島武雄君) まあ技術的に申しますと、こうりやん、とうもろ

こしの一般的免税をやめました場合に、飼料製造の用に供するものについて免税する方法は二つあると思うのです。一つは保税工場制度を利用する場合、これは戦前におきましては実はそういうふうな状況でございまして、こうりやん、とうもろこしを入れまして、保税工場においてこれを混合飼料にする、配合飼料にする。そうすると、保税工場を出るときには完全な飼料になつておる。飼料は無税でありますので、保税工場を利用することによりまして無税にすることができ、これが一つであります。ただ保税工場に利点がいろいろあります。比較的大工場に利点が多いわけでありまして。小さな工場では簡単に保税工場という制度にはなりにくい点がございまして。そのために実は関税法上免税規定をおきまして、別個に飼料製造の用に供するところのこうりやん、とうもろこしの免税規定をおきまして、このほうは比較的地方の小さな規模の工場でもできるように考へております。それならば同時に同じような方法で以て八月一日からそれです。でやつたらどうかということも一応考へたのでございまして、農林省におきましては実は飼料品質の改善に関する法律、これが前国会におきまして通過いたしましたので、来年の一月から実施になるわけでございますが、その間に地方のこういうふうな小工場につきましても関税率法の恩恵を受けられるように実はだん／＼持つて行きたい。それには今が八月一日からやられま

す、大きな保税工場に利用できるよ

うなものだけが先にスタートして恩恵を受けられるようになるので、それは

農林行政上、畜産行政上非常に工合が悪いから、歩調を揃えてもらひたい、

○政府委員(大坪藤吉君) 飼料の品質改善に關する法律は、来年の一月一日から施行するものであります。

○小林政夫君 畜産局長にお尋ねいたしますが、今の飼料の品質改善に關する法律は、一体どういふことをやろうとしておられるわけですか。

○政府委員(大坪藤吉君) 飼料の品質改善に關する法律は、来年の一月一日から施行するものであります。これは希望検査を実施いたしまして、できるだけ飼料の品質を改善し、不良の飼料が出廻らんように措置いたしたい、こういうふうな目的から一月一日から実施することに相成るわけであり

○小林政夫君 希望検査ですか。

○政府委員(大坪藤吉君) 強制検査ではありませんで、希望する工場だけを対象といたしまして、希望いたしました場合はそのものを全部検査をする、こういうふうな恰好になつたわけ

であります。

○小林政夫君 そうすると、今の税関部長の、無税の段階を区切つて、今の品質改善に關する法律の施行というこ

とにつきましては一月一日から施行だから、餌用のこうりやん、とうもろこし

の品質改善に關する法律の施行期日と餌用のこうりやん、とうもろこしの

免税の施行期日とを合せる、今税関部長の言つたようにはつきり餌用のこうりやん、とうもろこしだといふことが、

小工場、家内工場的なものも含まれるであらう。地方のどんなものでも見分けがつくということは、その品質改善に関する法律の施行とどうか……。

○政府委員(大坪廉市君) 関税をかけるかけないという問題と飼料の品質検査に關する施行の問題とは必ずしもこれは直接の関連はないと、かように私は存じております。

○小林政夫君 関係はない、私もそう思うんだが、それで一体餌用のものとそうでないものという区別がどうしてつけられる、この課税手続上どうですね、うまく見分けがつかますか。

○政府委員(北島武雄君) 保税工場になりますと、最初に保税工場に移し入れたいとしたときから出ますまでです。これは相当大きな規模な工場でしたらどうしてもそうしなければならぬと思つております。小さな工場に

なりましてそこまで行かなくても、税関長が承認した工場で手数料を徴収しないという制度がございます。これが関税率法の第九条の免税でござい

ますが、もうあととトレスいたしまして、仮に飼料以外のものの用に供した場合には追徴する規定があるわけでござい

ます。保税工場のような終始一貫して監督して行くというやり方ではないのであります。それが実際の姿におきまして比較的小さな工場には適当しているのではないかという感じがいたします。

○小林政夫君 畜産局長に尋ねますが、そういうトレスできる範囲の工場ですべての餌用の飼料は製造されると考えていいんですか。

生から御質問のような憂いがございまして、当初私もといたしましては四月から、三月まで待つて頂きたいという御希望を大蔵当局に申し上げておるのであります。餌用のものは除外するので、保税倉庫を畜産局のほうでできるだけ整備してもらいたい、特に生産者団体のほうの保税倉庫を各輸入港に整備してもらいたい、そのほかに陸地にある、大蔵当局からお話がありまして、陸地にも相当数の飼料の指定工場を認めよう、それで大体まあ飼料の品質改善に関する法律が施行されます一月一日を目標にそれをするだけ整備してもらいたい、こういうふうなお話がありまして、結局その辺で一応妥協をいたした、かような事情になつてゐるわけでありまして、ただお話のような完全に飼料に廻りますと、もうこしは全部免税されるかどうかにつきましては、非常な現在のような段階におきましては憂いがある、かように申し上げて差支えないやないかと思つております。

○小林政夫君 結局飼料メーカーの企業整備したいものが起るのですが、その免税指定工場になつたものはほとんどやれる。勿論それは品質改善という意味から行けば一応或る程度の企業整備が必要でございまして、そういう点が一点。それから一応これはどちらからでもいいのですが、答弁してもらいたいのですが、餌用以外に、こうりやん、とうもろこしを輸入するといつたらどういふものに使うのでしょうか。

○政府委員(北島武雄君) 餌用以外に輸入いたしますこうりやん、とうもろこし等の用途でございまして、酸酵原料、コーン・スターチ、麴に使います。それで飼料と、酸酵原料とコーン・スターチ、大体この三つが用途だと思ひます。

○小林政夫君 この輸入こうりやん、とうもろこしの数量の中の今までの実績でいうと、そういうものはどのくらいになつておりますか。

○政府委員(北島武雄君) これは推定でございまして、昨昭和二十七年におきます輸入とうもろこしの用途別使用割合を申しますと、飼料で約六八%、酸酵原料で約一五%、コーン・スターチで約一六%、この程度の推定でござい

ます。

○小林政夫君 その酸酵原料、コーン・スターチで税関収入は幾らですか。

○政府委員(北島武雄君) 只今ちよつと手許に資料がございませんで、計算いたしました御報告いたします。

○小林政夫君 非常に今まで暫定的に免税々と来たのだけれども、多少今の指定工場等にするについては実行上において、又具体的な指定を受けるもの受けないものという点について、飼料メーカーといひますか、飼料を作るに課税上の公平が期せられないという面も、今の畜産局長の答弁だと、どうもそういうふうになるわけですし、又すでに或いは指定工場を作つて行つても、だん／＼それ以外のものは飼料を作らなくなるといふようなことになるのですが、そういうふうな工場を整備して、実際の飼料の需給に差支えないものかどうか。

○政府委員(大坪廉市君) 大蔵当局におきまして、輸入港以外の陸地の工場につきまして相当多数免税工場として指定をするという予定でありますので、その指定が順調に、而も又整備されて参りましたならばこれは支障はない、かように存じております。

ただ現段階におきましては、そういうふうな整備が本年一ぱいで済むかどうかというところにつきましては非常に疑問があります。こういう趣旨におきまして、当初は来年三月まで待つて頂きたいということを一応申上げておきました、大蔵当局の希望もありまして、できるだけそれを畜産局のほうでも急いでもらいたいということで、本年末を以て一応飼料の分を除きまして税をかけるということにつきまして了承をいたしましたような次第でござい

ます。

○小林政夫君 大蔵当局の税関部のほうで施行を是非一月一日からにしなければならぬ、もうあと三カ月待つてというのが待てない理由はどういうわけですか。

○政府委員(北島武雄君) 実はこうりやん、とうもろこしにつきましては、全般的に免税することにつきましては、かねてから反対が相当あるわけであります。飼料のために入るものが免税されるのは仕方がないけれども、それがアルコールの酸酵原料とか、又菓子にのほかに廻るとか、それは国内産業では困るという非常に強い御意見もございまして、私もといたしましては、できるだけその筋を早くはつきりさせて、飼料用のだけを免税するといふように持つて行きたかつたわけでありまして、従いまして当初は畜産局長にお話いたしました際に、とにかく飼料用は免税にするのだから、御異存はないじやありませんか、実際はできるだけ早く税金を徴収しなければならぬ、何とぞ了解してもらいたいということをお申したわけでありまして、事情をよく聞いて見ますと、畜産行政についてもなかなかむずかしい点もあるようでありまして、私もといたしましては、できるだけ畜産行政に協力することと大蔵省としてはなすべきことであると、こう考えまして、今年の年末までは免税を續けて行くけれども、一月一日からとにかく飼料の品質改善に関する法律というのができるのでありまして、畜産局としては準備のために早く仕事を進めて、あとになつてものんびんだらりとすべて免税するといつては大蔵省も困るだらう、農林省のほうもほかの方面から非難を受けるのじやないかということをお申上げて、結局飼料の品質改善に関する法律の施行期日に合せてこういうふうないたしましたわけでありまして。

○小林政夫君 先ほどの衆議院の審議の模様を聞いて見ると、その点については何らの議論がなかつたので、特にこういう御質問をしたわけですが、一応今日はこの程度にしておきますが、私ども極風会においては、農林委員は全部三月三十一日に延ばしてほしい、こういう強い意見を持つておられる、そういう意見があるということをお今日は伝達しておきます。どうするかというところはこれから……。

○委員(大矢半次郎君) 本日はこれを以て散会いたします。

午後五時三十二分散会

昭和二十八年九月三十日印刷

昭和二十八年十月一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局